

りませんね、為替の方は、外為の方は一部改正ですが、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案、書き下ろしの法律です、にしては非常に論理的に読みにくい。どうしてこんな書き方をするのかなと思うほどの読みにくさ。

具体的に申し上げます。

ハ、して言ひて三十九号、前各号に掲げるもののほか、政令で定める者。ここに自然人を入れるのかどうかというと、普通の法律の常識からいへばそういうことはないんですね。法人をずっと並べているんですから、法人が恐らく入るんぢやないか。

そして、この第二条の定義を受けまして、第十一条には正命令という規定があります。行政庁は、金融機関等がその業務に関して第三条以下の規定に違反していると認めるときは、当該金融機関等、すなわち法人に対して是正命令を掛けられる。そして、この是正命令に違反した場合に罰則規定があるわけです。

罰則規定は十五条。十五条は、第十条の規定

自然人じやない、これに對して「二年以下の懲役」、自然人じやない法人に懲役ですよ、「若しくは三百萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科す
る。」

ただ、救いがあるんですよ。救いというのは、なぜこんな書き方をしたのかなと思うんですが、十八条「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。」というので、法人に対しては、十五条違反は三億円以下の罰金

刑、それから第十六条違反は一億円以下の罰金刑となるわけですね。

私は考るんですが、いかがですか。
○政府参考人(原口恒和君) 「金融機関等」と言う場合、一般的には法人が通常だらうと思いますが、例えば両替商とかそういう形で自然人の、法人でない形でそういう業務を行うケースもあるということで、そこは包括的に「金融機関等」ということで掛けておりますが、罰則については、おっしゃるように、その形態によって、正に法律の規定に従いまして、機関として掛ける場合、それから自然人として掛ける場合、これは両方あります。

○入澤肇君 そういう説明じゃ駄目なんですよ。両替商なんか法人が当たり前じゃないですか。金融機関にとつて、要するに銀行とか信用金庫とか、そういうところの掛け方の問題を言つてているんです。これは二つ大事なところ二つある

きちんと是正命令を掛ける相手方というのを特定して法人及び自然人と書かないと、罰則の規定が生かせない、適用できないということになると思っていますので、ひとつこれは十分に検討しておいてもらいたいと思います。

もう一つ、罰則の規定のところ、本人を偽った人に対する罰則と、それから是正命令を受けた金融機関等に対する罰則が極めて格差があり過ぎる。偽った人に対してこそ重い罰則を掛けるべきじゃないんでしょうか。それは是正命令掛けるようないい。要するに、行政当局としてはやっぱり金融機関等を対象にしてこの法律の趣旨の徹底を図りたいということで重い罰則を掛けることは私はいいと思うんです。だけれども、余りにも落差があるので、この落差を、五十万円と三億円と

か二億円とかいうふうな格差を設定した理由。あるいは、三百万ですか、三百万というのは、恐らくこれは後で十八条のことを、善意に解釈すればですよ、法人の使用者とか代表者とか、そういう自然人を相手にしていると思うんですけれども、それでも、法人の自然人に対する罰金と、それから本人を偽った者、正にマネーロンダリング

をやろうとしている者に対して掛ける罰則とは、これは五十万ですから、格差があり過ぎる。どうしてこういう規定になつたんだしようか。
○副大臣 田吉隆君 私も委員が御指摘のような疑問を持ったところでございまして、私も事務方に質問をいたしました。ところが、隠ぺいの目的を持つて氏名等を偽った顧客等が現実にテロ資金の供与とかマネロン等を行つたという、こういう場合には、別途、テロ資金供与罪、これは法定

刑で十年以下の懲役又は一千万円以下の罰金と、こうなりますし、犯罪収益等隠匿罪、これも法定刑は五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金又はこれらの併科、そういうことでそちらの方でも処罰されると、こういうことになるわけですが、いまして、その意味で、もちろんこの法律によります罰則は五十万円以下の罰金になっておりますが、そういうことも考え方で、そういう本人自体が軽くなるということは私はないだろうと、こういうふうに考えております。

○人澤肇君 それは今のような説明じゃ駄目なんですよ。法律というの一本一本目的が違つて、目的が違うからこそ独立した法律が制定されるわけですから、だから、これはやっぱり窓口で、何といいますか、偽ったと、個人に掛ける、入口で掛ける限度はこの程度のものだと、それよりもこの法律を実効あらしめるためには、是正命令を掛けるような金融機関に対してきちんととした重い罰則刑を掛けた方が、むしろ窓口で個人の確認を十全にやるんではないか、そういうことをおもんぱかって格差を受けたんですねという答弁であれば、まだ納得がいく。今みたいな答弁じゃ絶対駄目と思います。

次に、もう一つ大事な点があるんですよ。郵政官署の取扱いなんですね。

戒処分とか、いろんなことが念頭にあって書かれなかつたのかと思うんですけれども、実際問題として、しかし、郵便官署の職員あるいは局長さんに対する懲戒処分と金融機関等に対する懲戒処分との間にうんと格差があるとしますね。これは非常に問題がある。じゃ、そこにどのようないかんを対して掛けるのか、これをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(原口恒和君) 今、先生御指摘になりましたように、郵政官署については本法案に規定する是正命令等の、国の機関ですので対象となるといふことで、一方、この法案につきましては、本人確認等の保存に関する規定は郵政官署の行う郵便貯金や簡易生命保険等に係る業務に準用することとしておりますので、これに違反した場合、国家公務員法に規定する法令遵守義務違反ということで懲戒処分の対象となるわけございまが、それは具体的な事例に基づきまして、そのときに監督官庁の方で判断を、所管官庁の方で判断をされて適切な懲戒処分がなされるというふうに認識をしております。

○入澤肇君 それは法体系が別だし、身分が違うから、所属が違つから今のような抽象的な答弁にならうと思つんですねけれども、国家公務員である郵

政官署は懲戒処分が、例えばいつもやる訓告だと戒告だとかいうふうな話で軽く收まつて、そし

て金融機関等に対しては三億円だとか懲役だとかいうことが掛けられたら、余りアンバランスですね。だから、公務員優遇措置じゃないかとか、い

ろんなことが言われる可能性はありますね。だから、これ非常に難しいところなんですね。国家公務

員法に逃げちゃって、あとは勝手に総務省がやるんですよという話じゃ、この法律の実効性を確保することができない。

現に、私、昨日、本日の質問するんで地下経済のいろんな本を読んでいましたら、郵便局の普通預金なり定期預金に、定額預金ですか、ああいうところに分散して入れて外へ持ち出す、それが一番マネーロンダリングの、洗浄のためのいい手段

だというふうなことも関係者が告白している。ここに書いてある。論文があるんだから、論文といふか資料が。だから、郵便官署の扱い方というのは相当注意してバランス取らないといかぬということを私は考えていますので、これは是非内部で検討してみてください。

それからその次に、これは罰則の点で、今のように

うなことでは是非中でもう一回検討してもらいたい、運用の段階で検討してもらいたいと思う。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FATFでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

それから、平成四年に麻薬特例法が施行されま

して、薬物犯罪に係るマネーロンダリングを犯罪化するということで、薬物犯罪についての疑わし

い取引の届出制度というものができたわけでござ

ります。それに関連しまして、平成四年、旧大蔵

省から通達が出されまして、金融機関に対しまし

て顧客の本人確認等に係る通達というものが発出

されたわけであります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

で、薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出の本

人確認義務等が国内で実施されたと、こういうこ

とになつてゐるわけでござります。

○副大臣(村田吉隆君) 整理した上で御説明願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 御指摘のように、FAT

Fでは平成二年に四十の勧告というものが提出されまして、その当時でございますが、マネーロンダ

リング対策は主として薬物犯罪問題ということ

るんじやないかと思うんですけれども、割引債の扱い方について考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(原口恒和君) 本人確認の場面といいますか、対象をどのようなものにするか、それからまた金額をどうするかと。これが政令事項で今検討しておりますが、先生も御指摘のように、割引債というのは、無記名の場合、現金類似という性格を持っておりますので、テロ資金の供与の收受あるいはマネロンに利用される可能性が高いということは考えられますので、そういうことも踏まえまして、基本的には本人確認の対象とするという方向で検討しております。

また、今、金額につきましては三千万円ということで実質的なガイドラインの下で行っておりますが、これも現時点では政令の対象ということでお検討しておりますが、テロマネロン防止のための国際協力の観点ということから申しますと、国際的な相場観と申しますが、先進国ではおむね一万ドルないし一万五千ドル相当を対象としているということを踏まえますと、それに近い金額、現在のところ二百万円程度ということをベースに検討しているところでございます。

○入澤肇君 それはこの法律が施行されると直ちにそのような政令が制定されるわけですか。

○政府参考人(原口恒和君) 現在、政令についても検討中でございますし、多少、法律が成立いたしまして金融機関等の準備等もございますので、施行までには一定の期間を置きたいと思いますが、施行と同時に政令も、法律の施行に際しては政令を制定するということで、金額についても適切な対応を取りたいというふうに考えております。

○入澤肇君 今のは、長期信用銀行制度の在り方というか、あるいは不要論もありますけれども、もうそろそろ一般都市銀行にしてもいいんじやないかという議論もありますけれども、それとの関連もありますし、それから資金調達の実行可能性ということもありますので、「二百万がいいことあると思うんですけれども、

かどうか分からなければ、とにかく早期に十分に検討した上で結論を出していかないと、せっかくこの法律ができても実効性が上がらないということになります。

もう一つ、本人特定事項を偽るということが多いことになりますが、偽るということは故意又は重過失、民法の不法行為は故意又は過失ですけれども、その特例の行政関係の法律はまだ大体故意又は重過失というふうにして要件を重くしています。この本人特定事項を偽るということは故意だけに限定するんですか。重過失も入るんですけど。

○副大臣(村田吉隆君) 法律には第十七条に「本人特定事項を隠ぺいする目的で」と、こういうことでございまして、法律的な要件としては、自己の氏名等を隠ぺいする目的で虚偽告知をした場合、こういうことでございまして、重過失というのはこの法律には規定はございません。

○入澤肇君 非常によく分かりました。

そこで、最後になりますけれども、地下経済の実態について当局が知っていることをちょっとお聞きしたいんです。

○横浜銀行総合研究所の門倉さんという研究員が地下経済の実態についてあちこちに論文を書いています。例えば、一九九九年で約二十三兆円ある、これに対して裏経済を知っている人の記事も出ているんですけれども、そんなものじゃない、もつとあるというふうなことを言っている人も多いですが、GDPに占める割合が、日本のこの二十三兆円というのは日本の場合に四・五%、アメリカでは地下経済が一〇%、イタリアは二〇%、ロシアは五〇%以上だという、この分析もいろんな科学的な方法論を駆使して分析しているらしいんですね。

○大塚耕平君 今、入澤先生に大分私も関心があるところを聞いていたいたいんですけど、本人確認法に関するちょっと基本的なところを教えていただきたいんですが、今の入澤先生の質疑で

てはどの程度地下経済があると認識しているか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(吉村博人君) 地下経済の実態についてのお尋ねでございますが、私どもいろいろ

情報はそれなりに収集はしておりますけれども、一応この場で紹介できるものとしては検挙例にあります。この検挙例にありますけれども、これはまだ大体故意又は重過失というふうにして要件を重くしてますね。この本人特定事項を偽るということは故意だけに限定するんですか。重過失も入るんですけど。

ごく簡単に申し上げますと、先ほど村田副大臣もお話をございましたが、麻薬特例法違反が平成四年七月の法施行であります。麻薬特例法違反のいわゆるマネロン行為の罰則適用が合計十五件あります。それから、組織的犯罪処罰法の施行以来、これが十二年の二月でありますので、現在までには合計二十件でございます。一つ一つの検挙事件での隠匿あるいは收受の金額を見ますと、それぞれ数十万から数千万ということがあります。麻薬特例法違反の中には、中には一億円を超えるものもあります。

それから、組織的犯罪処罰法あるいは麻薬特例法のマネロンそのものではないと思いますが、いわゆる地下銀行というのがあります。これは御承知の通り、送金依頼者の依頼を受けまして、本人に代わって国外に不正に送金をするということです。不法就労で得た収益あるいは犯罪による収益を本国に不正送金する手段として、事实上、多数の不法滞在外国人が利用している実態があるわけです。ありますけれども、これまでに警察の検挙例で申しますと、三十五件検挙いたしまして、海外への送金総額は、検査で明らかになった限りでは約四千二百億というような数字にはなっておりません。

以上のような状況でございます。

○大塚耕平君 そうすると、適正に果たしていたかどうかというのは、どういう基準で判断することになるんでしょうか。

○政府参考人(原口恒和君) 疑わしい取引の届出という概念自身はかなり主觀的な要素も含んでおりますし、そういう意味で、あらかじめどういう場合にそれが履行されなかつた場合にということになりますし、それを定義をしてそこに罰則を掛けるというのはなかなか難しいかと思います。

したがって、金融機関がそういう本人確認義務を的確に果たすようにということは、むしろ監督上の措置等によって、あるいはいろいろ検査の際にそういう体制なり、金融機関の中でそういうことを定義をしてそこに罰則を掛けるというのではなくか難しいかと思います。

したがって、金融機関がそういう本人確認義務を的確に果たすようにとすることは、むしろ監督

上での措置等によって、あるいはいろいろ検査の際にそういう体制なり、金融機関の中でそういうことを定義をしてそこに罰則を掛けるというのではなくか難しいかと思います。

したがって、金融機関がそういう本人確認義務を的確に果たすようにとすることは、むしろ監督

上での措置等によって、あるいはいろいろ検査の際にそういう体制なり、金融機関の中でそういうことを定義をしてそこに罰則を掛けるというのではなくか難しいかと思います。

○大塚耕平君 先ほど入澤先生も実効性の確保については意欲的に取り組んでほしいとおっしゃられたわけで、私も全くそのとおりだと思うんです

が、今の原口参考人の答弁を伺っていると、最後の結論のところだけはかくかくしかじかで実効性を確保するためにしっかり取り組みたいとやっぱり言つておられるんですけど、前段のところ

では、適正な本人確認義務を果たしたかどうかについての基準は、要ははっきりしないので総合的に判断する的なことをおっしゃつておられるんで

けれども、金融機関が本人確認義務を十分に果たしていなかつた場合の罰則というのは、この中に是入っていないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

すけれども、それは、僕は、金融機関をかなり不¹定な立場に置いてしまうと、自分たちがやって¹いる事務が後で金融厅にとやかく言われない体制¹なのかどうかということが、確信が持てないわけ¹ですよね。

そういうあいまいな仕組みを作ると、これは二通りの結果が待つていて、あいまいなために非常

に、今申し上げましたように、当事者である金融機関が事務遂行上不安定な立場に置かれるか、あ

いまいだということは、取りあえずちゃんとやつていますと言つておけばいいんだなという実効性のない仕組みになるか、どちらかなわけですけれども、もうちょっと、適正に本人確認義務を果た

しているかどうかということをどういう基準で判断するのかということについて、今後明確にする

おつもりがあるのかどうかについて御見解をお伺いしたいんですけれども。

○副大臣(村田吉隆君) まず私からちょっとと御答弁申し上げたいと思いますけれども、この法律に基づく細目につきましては、これから政省令を定めてより具体化をしていくことになろうかというふうに思います。その中で、本人確認、それからその報告、それからいろんな記録等の保存とか、そういう一連の規定がござりますけれども、その中で、例えば、どういう書類でもって本人確認をしているのかどうとか、あるいは代理人が出てきた場合にその代理人の本人確認はどうやつたとか、少しずつ政省令を決めていく過程でも、本人確認を適正にやったかどうかということについての要求水準というものはより具体化されていくのではないかというふうに思いますので、そういうことで。

それから、本人確認につきましては、これまでも金融機関においては経験があるわけでございまして、そういうものを総合いたしまして、我々は今、先生のおっしゃるように、金融機関があいままで放置されるということとは極力ないようにしていただきたい。

ただ、先ほど御答弁しましたように、やっぱ

り金融機関の業務というのは非常に多種多様でござりますので、すべてを詰め切るということはなかなか難しいかと思いますので、そこは御了解をいただきたいというふうに思つております。

○大塚耕平君 今後、政省令の中で明らかにすることですで、なるべくクリアな基準を設けていただきたいなと思います。

今、副大臣の御答弁にもありましたように、金融機関の業務がいろいろ多岐にわたつていて、なかなか一概に決められないというのもよく理解できますが、そうすると、このマネロンというのが、大変これから国にとっても、金融機関の業務運営にとっても重要なテーマとして浮上してきている中で、そういう金融機関におけるマネロンの情報を行政当局に御提供するという、こういふ業務を統括する部署とか、金融機関の中のそういう所轄部署というものは今どういうことになっているんでしょうか。

○政府参考人(原口恒和君) 顧客の本人確認義務とか取引記録の保存義務などの部署で所管しているかということは、もとより個々の金融機関で内部的に決められることでございますし、現在見ていますと、金融機関によって、顧客対応する部局で取りまとめているケース、あるいはコンプライアンスを担当する部局で取りまとめているというふうな、取りまとめては種々あると思いまして、金融機関によつては、顧客対応する部局で取りまとめているところではあります。

一方で、組織的犯罪処罰法による疑わしい取引の届出制の施行から二年程度経過して、おおむね円滑には運用されているというふうに認識しておりますが、この問題の重要性にかんがみ、今の先生の御指摘も踏まえながら、どういう形で金融機関に実効性を担保していくだとか。一方で、組織的問題まできつと必ずこういうところでやれと強制するのが適切かどうかという問題はあると思いますけれども、おっしゃるように、非常に全体としてコンプライアンス体制の中でこの問題がきちっと処理をされる体制というものは非常に重要だと思いますので、その在り方については、

○大塚耕平君 だから、そういう現状追認型だと、さつき入澤先生がおっしゃったような、実効性を担保した仕組みにならないんじゃないかといふことを申し上げたいわけです。本当にこのマネロンが重要な今後課題だとお考えなら、当然お考えなんでしょうけれども、金融機関の関係部署が連絡を取り合つてなんというのは、これはほとんどの組織の中で責任のなすり合いが起こるということです。

○大塚耕平君 そこは是非よろしくお願いしたいと思います。

それでもう一つ、外為法あるいは今おっしゃいました組織的犯罪処罰法上の義務を果たすため

とですから、やっぱり御指導いただくところはきちんと指導した方がよくて、そういう部署を作りたいと、その部署がきつちり、その金融機関の対象なのかということを金融機関があらかじめ知つていいないとやっぱり正しい情報が行政当局に上がつていかないと。疑わしき取引はというよう

な言い方もしておられます、疑わしき取引かあるいは相手がブラックリストに載っている人か、

今は金融厅が指導されても当然国民の納得は得ら

れるわけですし、その方が責任の所在が明確に

なるとともに、その点について、これは金融厅でも結構意欲的に取り組んでほしいということにはならない

と思います。

○政府参考人(原口恒和君) 御指摘のように、非

常に大事な事項でございますし、また、今、副大臣からも御答弁しましたように、新しい法律の施行について、今後詰めるべき点はきつと詰めていきたいと思います。

一方で、組織的犯罪処罰法による疑わしい取引の届出制の施行から二年程度経過して、おおむね円滑には運用されているというふうに認識しておられます。この問題の重要性にかんがみ、今の先生の御指摘も踏まえながら、どういう形で金融機関に実効性を担保していくだとか。一方で、組織的問題まできつと必ずこういうところでやれと強制するのが適切かどうかという問題はあると思いますけれども、おっしゃるように、非常に全体としてコンプライアンス体制の中でこの問題がきちっと処理をされる体制というものは非常に重要だと思いますので、その在り方については、

○大塚耕平君 疑わしい取引というのを極めてある意味では漠然とした概念でござい

ます、どうやって疑わしい取引を金融機関は特定すればいいんでしょうか。

○政府参考人(原口恒和君) 現在までのところ、あらかじめ何からリストとかそういうものが提供されたというのは今御指摘のあったタリバン関係者の例でございまして、それ以外にそういうリスト等が提供されたということはございません。

○大塚耕平君 そういうリストが提供されないで、どうやって疑わしい取引を金融機関は特定すればいいんでしょうか。

○政府参考人(原口恒和君) 疑わしい取引といふことは極めてある意味では漠然とした概念でございま

すが、いざんしても、その関係部局が連絡を取り合つながら対応されているというふうに認識をしております。

○大塚耕平君 だから、そういう現状追認型だと、さつき入澤先生がおっしゃったような、実効性を担保した仕組みにならないんじゃないかといふことを申し上げたいわけです。本当にこのマネロンが重要な今後課題だとお考えなら、当然お考えなんでしょうけれども、金融機関の関係部署が連絡を取り合つてなんというのは、これはほとんどの組織の中で責任のなすり合いが起こるということです。

○大塚耕平君 そこは是非よろしくお願いしたいと思います。

それでもう一つ、外為法あるいは今おっしゃいました組織的犯罪処罰法上の義務を果たすため

には、金融機関がその義務を果たすためには、一体どういう人たちが、どういう取引先が報告すべき対象なのかということを金融機関があらかじめ知つていいないとやっぱり正しい情報が行政当局に上がつていかないと。疑わしき取引はというよう

な言い方もしておられます、疑わしき取引かあるいは相手がブラックリストに載っている人か、

今は金融厅が指導されても当然国民の納得は得ら

れるわけですし、その方が責任の所在が明確に

なるとともに、その点について、これは金融厅でも結構意欲的に取り組んでほしいということにはならない

と思います。

○政府参考人(原口恒和君) 御指摘のように、非

常に大事な事項でございますし、また、今、副大臣からも御答弁しましたように、新しい法律の施

行について、今後詰めるべき点はきつと詰めていきたいと思います。

一方で、組織的犯罪処罰法による疑わしい取引の届出制の施行から二年程度経過して、おおむね円滑には運用されているというふうに認識しておられます。この問題の重要性にかんがみ、今の先生の御指摘も踏まえながら、どういう形で金融機関に実効性を担保していくだとか。一方で、組織的問題まできつと必ずこういうところでやれと強制するのが適切かどうかという問題はあると思いますけれども、おっしゃるように、非常に全体としてコンプライアンス体制の中でこの問題がきちっと処理をされる体制というものは非常に重要だと思いますので、その在り方については、

○大塚耕平君 疑わしい取引といふことは極めてある意味では漠然とした概念でございま

すが、いざんしても、その関係部局が連絡を取り合つながら対応されているというふうに認識をしております。

○大塚耕平君 だから、そういう現状追認型だと、さつき入澤先生がおっしゃったような、実効性を担保した仕組みにならないんじゃないかといふことを申し上げたいわけです。本当にこのマネ

ロンが重要な今後課題だとお考えなら、当然お考えなんでしょうけれども、金融機関の関係部署が連絡を取り合つてなんというのは、これはほとんどの組織の中で責任のなすり合いが起こるということです。

○大塚耕平君 そこは是非よろしくお願いしたいと思います。

それでもう一つ、外為法あるいは今おっしゃいました組織的犯罪処罰法上の義務を果たすため

には、金融機関がその義務を果たすためには、一

体どういう人たちが、どういう取引先が報告すべ

き対象なのかということを金融機関があらかじめ

知つていいないとやっぱり正しい情報が行政当局に

上がつていかないと。疑わしき取引はというよう

な言い方もしておられます、疑わしき取引か

あるいは相手がブラックリストに載っている人か、

今は金融厅が指導されても当然国民の納得は得ら

れるわけですし、その方が責任の所在が明確に

なるとともに、その点について、これは金融厅でも結構意欲的に取り組んでほしいということにはならない

と思います。

○政府参考人(原口恒和君) 御指摘のように、非

常に大事な事項でございますし、また、今、副大臣からも御答弁しましたように、新しい法律の施

行について、今後詰めるべき点はきつと詰めていきたいと思います。

一方で、組織的犯罪処罰法による疑わしい取引の届出制の施行から二年程度経過して、おおむね円滑には運用されているというふうに認識しておられます。この問題の重要性にかんがみ、今の先生の御指摘も踏まえながら、どういう形で金融機関に実効性を担保していくだとか。一方で、組織的問題まできつと必ずこういうところでやれと強制するのが適切かどうかという問題はあると思いますけれども、おっしゃるように、非常に全体としてコンプライアンス体制の中でこの問題がきちっと処理をされる体制というものは非常に重要だと思いますので、その在り方については、

○大塚耕平君 疑わしい取引といふことは極めてある意味では漠然とした概念でございま

すが、いざんしても、その関係部局が連絡を取り合つながら対応されているというふうに認識をしております。

○大塚耕平君 だから、そういう現状追認型だと、さつき入澤先生がおっしゃったような、実効性を担保した仕組みにならないんじゃないかといふことを申し上げたいわけです。本当にこのマネ

ロンが重要な今後課題だとお考えなら、当然お考えなんでしょうけれども、金融機関の関係部署が連絡を取り合つてなんというのは、これはほとんどの組織の中で責任のなすり合いが起こるということです。

○大塚耕平君 そこは是非よろしくお願いしたいと思います。

それでもう一つ、外為法あるいは今おっしゃいました組織的犯罪処罰法上の義務を果たすため

には、金融機関がその義務を果たすためには、一

体どういう人たちが、どういう取引先が報告すべ

き対象なのかということを金融機関があらかじめ

知つていいないとやっぱり正しい情報が行政当局に

上がつていかないと。疑わしき取引はというよう

な言い方もしておられます、疑わしき取引か

あるいは相手がブラックリストに載っている人か、

今は金融厅が指導されても当然国民の納得は得ら

れるわけですし、その方が責任の所在が明確に

なるとともに、その点について、これは金融厅でも結構意欲的に取り組んでほしいということにはならない

と思います。

○政府参考人(原口恒和君) 御指摘のように、非

常に大事な事項でございますし、また、今、副大臣からも御答弁しましたように、新しい法律の施

行について、今後詰めるべき点はきつと詰めていきたいと思います。

一方で、組織的犯罪処罰法による疑わしい取引の届出制の施行から二年程度経過して、おおむね円滑には運用されているというふうに認識しておられます。この問題の重要性にかんがみ、今の先生の御指摘も踏まえながら、どういう形で金融機関に実効性を担保していくだとか。一方で、組織的問題まできつと必ずこういうところでやれと強制するのが適切かどうかという問題はあると思いますけれども、おっしゃるように、非常に全体としてコンプライアンス体制の中でこの問題がきちっと処理をされる体制というものは非常に重要だと思いますので、その在り方については、

○大塚耕平君 疑わしい取引といふことは極めてある意味では漠然とした概念でございま

すが、いざんしても、その関係部局が連絡を取り合つながら対応されているというふうに認識をしております。

○大塚耕平君 だから、そういう現状追認型だと、さつき入澤先生がおっしゃったような、実効性を担保した仕組みにならないんじゃないかといふことを申し上げたいわけです。本当にこのマネ

ロンが重要な今後課題だとお考えなら、当然お考えなんでしょうけれども、金融機関の関係部署が連絡を取り合つてなんというのは、これはほとんどの組織の中で責任のなすり合いが起こるということです。

○大塚耕平君 そこは是非よろしくお願いしたいと思います。

それでもう一つ、外為法あるいは今おっしゃいました組織的犯罪処罰法上の義務を果たすため

には、金融機関がその義務を果たすためには、一

体どういう人たちが、どういう取引先が報告すべ

き対象なのかということを金融機関があらかじめ

知つていいないとやっぱり正しい情報が行政当局に

上がつていかないと。疑わしき取引はというよう

な言い方もしておられます、疑わしき取引か

あるいは相手がブラックリストに載っている人か、

今は金融厅が指導されても当然国民の納得は得ら

れるわけですし、その方が責任の所在が明確に

なるとともに、その点について、これは金融厅でも結構意欲的に取り組んでほしいということにはならない

と思います。

○政府参考人(原口恒和君) 御指摘のように、非

常に大事な事項でございますし、また、今、副大臣からも御答弁しましたように、新しい法律の施

行について、今後詰めるべき点はきつと詰めていきたいと思います。

一方で、組織的犯罪処罰法による疑わしい取引の届出制の施行から二年程度経過して、おおむね円滑には運用されているというふうに認識しておられます。この問題の重要性にかんがみ、今の先生の御指摘も踏まえながら、どういう形で金融機関に実効性を担保していくだとか。一方で、組織的問題まできつと必ずこういうところでやれと強制するのが適切かどうかという問題はあると思いますけれども、おっしゃるように、非常に全体としてコンプライアンス体制の中でこの問題がきちっと処理をされる体制というものは非常に重要だと思いますので、その在り方については、

○大塚耕平君 疑わしい取引といふことは極めてある意味では漠然とした概念でございま

すが、いざんしても、その関係部局が連絡を取り合つながら対応されているというふうに認識をしております。

○大塚耕平君 だから、そういう現状追認型だと、さつき入澤先生がおっしゃったような、実効性を担保した仕組みにならないんじゃないかといふことを申し上げたいわけです。本当にこのマネ

ロンが重要な今後課題だとお考えなら、当然お考えなんでしょうけれども、金融機関の関係部署が連絡を取り合つてなんというのは、これはほとんどの組織の中で責任のなすり合いが起こるということです。

○大塚耕平君 そこは是非よろしくお願いしたいと思います。

それでもう一つ、外為法あるいは今おっしゃいました組織的犯罪処罰法上の義務を果たすため

には、金融機関がその義務を果たすためには、一

体どういう人たちが、どういう取引先が報告すべ

き対象なのかということを金融機関があらかじめ

知つていいないとやっぱり正しい情報が行政当局に

上がつていかないと。疑わしき取引はというよう

な言い方もしておられます、疑わしき取引か

あるいは相手がブラックリストに載っている人か、

今は金融厅が指導されても当然国民の納得は得ら

れるわけですし、その方が責任の所在が明確に

なるとともに、その点について、これは金融厅でも結構意欲的に取り組んでほしいということにはならない

と思います。

○政府参考人(原口恒和君) 御指摘のように、非

常に大事な事項でございますし、また、今、副大臣からも御答弁しましたように、新しい法律の施

行について、今後詰めるべき点はきつと詰めていきたいと思います。

一方で、組織的犯罪処罰法による疑わしい取引の届出制の施行から二年程度経過して、おおむね円滑には運用されているというふうに認識しておられます。この問題の重要性にかんがみ、今の先生の御指摘も踏まえながら、どういう形で金融機関に実効性を担保していくだとか。一方で、組織的問題まできつと必ずこういうところでやれと強制のが適切かどうかという問題はあると思いますけれども、おっしゃるように、非常に全体としてコンプライアンス体制の中でこの問題がきちっと処理をされる体制というものは非常に重要だと思いますので、その在り方については、

○大塚耕平君 疑わしい取引といふことは極めてある意味では漠然とした概念でございま

すが、いざんしても、その関係部局が連絡を取り合つながら対応されているというふうに認識をしております。

○大塚耕平君 だから、そういう現状追認型だと、さつき入澤先生がおっしゃったような、実効性を担保した仕組みにならないんじゃないかといふことを申し上げたいわけです。本当にこのマネ

ロンが重要な今後課題だとお考えなら、当然お考えなんでしょうけれども、金融機関の関係部署が連絡を取り合つてなんというのは、これはほとんどの組織の中で責任のなすり合いが起こるということです。

○大塚耕平君 そこは是非よろしくお願いしたいと思います。

それでもう一つ、外為法あるいは今おっしゃいました組織的犯罪処罰法上の義務を果たすため

には、金融機関がその義務を果たすためには、一

体どういう人たちが、どういう取引先が報告すべ

き対象なのかということを金融機関があらかじめ

知つていいないとやっぱり正しい情報が行政当局に

上がつていかないと。疑わしき取引はというよう

な言い方もしておられます、疑わしき取引か

あるいは相手がブラックリストに載っている人か、

今は金融厅が指導されても当然国民の納得は得ら

れるわけですし、その方が責任の所在が明確に

なるとともに、その点について、これは金融厅でも結構意欲的に取り組んでほしいということにはならない

と思います。

○政府参考人(原口恒和君) 御指摘のように、非

常に大事な事項でございますし、また、今、副大臣からも御答弁しましたように、新しい法律の施

行について、今後詰めるべき点はきつと詰めていきたいと思います。

一方で、組織的犯罪処罰法による疑わしい取引の届出制の施行から二年程度経過して、おおむね円滑には運用されているというふうに認識しておられます。この問題の重要性にかんがみ、今の先生の御指摘も踏まえながら、どういう形で金融機関に実効性を担保していくだとか。一方で、組織的問題まできつと必ずこういうところでやれと強制のが適切かどうかという問題はあると思いますけれども、おっしゃるように、非常に全体としてコンプライアンス体制の中でこの問題がきちっと処理をされる体制というものは非常に重要だと思いますので、その在り方については、

○大塚耕平君 疑わしい取引といふことは極めてある意味では漠然とした概念でございま

すが、いざんしても、その関係部局が連絡を取り合つながら対応されているというふうに認識をしております。

○大塚耕平君 だから、そういう現状追認型だと、さつき入澤先生がおっしゃったような、実効性を担保した仕組みにならないんじゃないかといふことを申し上げたいわけです。本当にこのマネ

ロンが重要な今後課題だとお考えなら、当然お考えなんでしょうけれども、金融機関の関係部署が連絡を取り合つてなんというのは、これはほとんどの組織の中で責任のなすり合いが起こるということです。

○大塚耕平君 そこは是非よろしくお願いしたいと思います。

それでもう一つ、外為法あるいは今おっしゃいました組織的犯罪処罰法上の義務を果たすため

には、金融機関がその義務を果たすためには、一

体どういう人たちが、どういう取引先が報告すべ

き対象なのかということを金融機関があらかじめ

知つていいないとやっぱり正しい情報が行政当局に

上がつていかないと。疑わしき取引はというよう

な言い方もしておられます、疑わしき取引か

あるいは相手がブラックリストに載っている人か、

今は金融厅が指導されても当然国民の納得は得ら

れるわけですし、その方が責任の所在が明確に

なるとともに、その点について、これは金融厅でも結構意欲的に取り組んでほしいということにはならない

と思います。

○政府参考人

のかということがはっきりしないので、これは届け出るべきか届け出なくていいのかということが非常にそれもありまいで、先ほどの実効性の確保

業舎弟リスト、これ警察から提供を受けています
ので御参考までにといただきました。私。
ということは、その金融機関がそれは不正に入

いうふうにして、コンプライアンスの担当部門辺りから警察の捜査四課なり暴力団対策課にいろいろ相談が持ち込まれることがあります。それは御

ないところでござりますと。改めて文字で読むとよく分からぬ答弁なんですが、これはどういう意味でしょうか。

組みは往々にして仮を作つて魂入れずというものが非常に多いことが今日の問題の根源にあると思思いますので、そうならないようにしていただきたいんですが、警察厅にお伺いをしたいんですけどけれども、過去に金融機関に、例えば企業会員のリストとか、そういうことをきつちり御提供していたということはないですか。

もう過去の話ですからそれは問いません
も、私はちゃんと提供するべきだと思う
よ。提供して、そういうことをコントローラー
部署を作つて、その網に掛かってきた先は
り報告をするということをやらないと、こ
ントローラーがいつまでたっても、この事
件を了承しないで済まされてしまう。
うまい方法を用意するといふのは、たぶん
うまい方法を用意するといふのは、たぶん

けれど
なんです
ルする
きつち
れは、
れは、
力団員は
ということを
するということは、
をもつた、さつきおひまごすらもす
に、

で決められている話でござりますので、まあ最終的には法務省の方の御判断の部分もござりますが、基本的に我々理解しているのは、繰り返しになりますが、疑わしい取引という概念自身がある意味では漠然としたものでございますので、それを、疑わしいけれども届出を、疑わしい取引としてまあ後から考えれば届出をすべきではなかつたと思料されるような取引であつても、それをち

それ各種の犯罪捜査を行っているわけであります
が、その過程で金融機関とのかかわりが出てくる
ケースももちろんございますから、特定の犯罪捜
査におきましていろいろと金融機関側の協力をい
ただいたりこちらから情報を提供して協力を仰ぐ
ということは、これは一般的にはやっておるわけ
であります。

だから私は、きつちり警察や公安当局から渡すべきものは渡して、その管理を厳格にしてもらい、それが金融機関の中で、余り名支店にまでばらまかれるのはいかがなものかと思いますので、情報を集約する部署をちゃんと作って、その部署が判断をして、届け出るべきものは届け出るといふところまできつちり御指導をいただかないと、秘義務の問題もありますし、それから、あくまでそれはリストといいましてもこれは濃淡いろいろあるわけでありますから、それが独り歩きをすることになつてもいかぬということもありますから、そこは慎重に考えていかなければならぬではないかというふうに思つております。

かじめこういうものだと限定して、かつそれに違反した場合に罰則を掛けるということになりますと、やはり罪刑法定主義の建前からきちっとした構成要件が要るということで、なかなかこれはそういうものをあらかじめ定めることが法律上難しい部分であるので罰則は設けられていないと、こういうことであるという御説明をしたわけでござ

ただ、今お尋ねのように、自分の銀行があつて、この中で何人かの預金者がいる、その中でいわゆる暴力団関係者あるいは企業幹事等の関係者が該当するのはだれですかというようなお尋ねをもし銀行当局から都道府県警察の方にありました場合には、「これは個別のいわば恐喝事件なりなんなりの事件が現実に進行している」というケースでは別ですけれども、「一般的に、どうでしょう」と言われて、それは当たります、当たりませんということは、これはプライバシーの問題もありますし、一般的にこちらから提供してスクリーンをします」というようなことは、「これはございません。

○政府参考人(吉村博人君) いろいろと銀行を含めまして各企業でいわゆる暴力団等についていろんなアプローチがあるというときに、基礎資料として当該人物がいわゆる暴力団員なのかどうかということを知りたいという要望があるのは、これは十分承知をしておりますが、その一手段として、今先生おっしゃられましたけれども、例えば暴力団員を捕まえたという新聞記事を全部切り抜きをやって、これをデータベース化をして人定に、当該人物が暴力団員であるかどうかを判定するため、もうちょっと敷衍しますと、佐藤議員の言ひ方ではないかといふうに私自身は考えておりますので、御答弁をいただきたいと思います。

この問題に関して最後に一点お伺いしたいんでありますが、衆議院でのこの問題の質疑で我が党の佐藤議員が質問をした際の原口参考人の御答弁には、届出義務違反について組織的犯罪処罰法上は罰則等の制裁は定められていないところでありますと、したがって罰則を設けないのは当然だと、こういうような御答弁があつたんですが、これちよつとどういう意味かというのをもう一回解説をしていただきたいんですが。

つまり、もうちょっと敷衍しますと、佐藤議員

○大塚耕平君 構成要件を決めるのが難しいから、いきましめたけれども、しかし罪刑法定主義という基本的な原則があるので、そこで定まっていないうちは取り締まらない、それから組織的犯罪処罰法上は制裁が定められていないので今回も制裁が決められないという、こういうロジックだとすると、それはさっき申し上げたように、実効性を担保するためには罪刑法定主義なら法定すればいいわけですよ。そして、組織的犯罪処罰法の方を変えればいいわけですよ。

立場なんですよ。

古い話ですから、もう時効ですから言つてもいい
と思うんですけれども、バブルが崩壊して、い
ろんな事件、事故が金融に関して起つて始めたこ
ろに、私も日銀で各金融機関から情報をいただい
て名寄せをしたりリストを作つたりしていくんだ
すけれども、ある金融機関から、某暴力団系の企

ですから、あるいはそこ辺のことのデータのことを見たときに、先ほどは議論になつたのかかもしれませんけれども、私どもの立場としては、先ほど申しましたように、何か特定の事件があつてむしろこちらから金融機関に協力を求める場合があります。それから、金融機関としてどうしても、口座の動きがござなりいろいろ見ていると、このあはれはおかしいと

かったという場合に、銀行は当然のことながら罰則はないんでしょうねと質問をされたのに対し、疑わしい取引ということでその届出義務の対象となるか否かには判断基準に主観的な要素を含んでおりますので、罪刑法定主義という基本的な原則もござりますので、届出義務違反については組織的犯罪処罰法は罰則等の制裁は定められていて

いうお話をでしたので、それは分かりますので、議成要件をよくお考えいただいて、実効性のある制度と、それから金融機関に対する御指導をしていただきたいなということをお願いして、この質問を終わらせていただきます。

それで、警察についてはもう結構ですので、委員長の御判断でお帰りいただいて結構です。

○委員長(山下八洲夫君) 吉村刑事局長、御退席

いただいても結構でございます。

○大塚耕平君 ちょっとと蛇足になりますけれども、先ほど入澤先生がアングラ経済の話をされましたが、塩川大臣、これ景気対策の意味もあるんですけれども、新円切替を突然発表して、これを一ヶ月以内にやるということになるとアングラマニーは全部出でますよ。それで、国内でそれをやりたくない人は一気に海外に持っていますから、一気に円安が進んで、その面でもプラスですね。だから、突然、塩川新円切替というのをやると、これはすごい景気対策になるかもしれません、これはちょっと余談でございますが。

今お手元に先般の質疑でお配りした資料をもう一回配らせていただきました。(資料配付)

みずほに関して金融庁と議論をさせていただきたいんですが、柳澤伯夫君、この間ああいみずほの前田社長の御答弁もあって、まだ原因究明の過程だと思いますけれども、現時点での障害の原因、まあ技術的なことはともかくとして、ガバナンスの観点も含めて、現時点でみずほグループの障害の原因をどのようにお考えかをお聞かせいただきたいんです。

○国務大臣(柳澤伯夫君) みずほの今回起つたトラブルというのは、大別して二つだということになります。以下申し述べることは、私ども、報告を通じて概略を承知したところに従つて申し述べるということをあらかじめお断りしておきます。

要すれば、一つはATMについて起つた、もう一つは口座振替について起つたと、こういうことでございます。ATMについては、これはもうコンピューターソフトと申しますか、そういうことでの不具合ということでございます。それから、口座振替についても基本的にはそういうことであるわけですから、加えて、人手の掛かる部分についてもある種のミスが生じたということだというふうに承知をしているところでございます。

○大塚耕平君 お手元にお配りした資料の一を見

ていただきたいのですが、この間もちよつと御説明申し上げましたが、これは是非今後の参考にしていただきたいですし、みずほグループから報告書が上がってくる過程でよく議論をしていただきたいのですが。

小さなシステムでもバグとかプログラムミスと

いうのはありますし、あれだけ大きなものを作れば何にもないなんということはむしろ珍しいんで

すね。だから、起こったこと自体は、私は、まあ実際、多少自分もやつてある人間としては余り厳しく言いたくないなという気はするん

ですが、単体テスト、つまり、プログラムというのはいろんなものが合体して大きな全体のものになりますので、そのパーセンパーツの単体テストを

きちとまずやって、ペーサーペーサーで問題がない

と。だから、今回、よその金融関係のITの担当の方に聞いても、考え方ではないと言っているんですね。考えられないというのはなぜかといつたら、多分こういうプロセスをちゃんとやっていないからなんですよ。やっていないというのは、だから時間がなかったということなんですね。

加えて、時間がなかつた理由の一つには、やっぱり三行のシステムを単にパッチワークでつなぎ合わせるという、一見簡単なようで簡単じゃない

そういう選択をしてしまったことにも原因があるわけです。

あとは全銀協や日銀あるいは他行も全部含めた全体のテストを本当にやるかどうかかというのはまた別の問題ですけれども、しかし内部の総合テストですら十分でなかつたことは事実なわけあります。

さらにもう一つ申し上げると、この間の前田さ

んの御発言でお分かりのように、当日、移行が失敗するということは考えていかつたという計画

なんですね。でも、システムの移行のときに失敗することを想定していない移行作業というのはあり得ないです。

実は、金融界というのはここ数年大変な大移行であります。だから、必ず移行作業の最後

作業が続いていまして、一九九九年のときにはユーロの導入、外為関係でシステムの大変更があつて、やはり年末年始に掛けてやつたわけです。

二〇〇〇年のときは、御承知のように二〇〇〇年問題で年末年始でやつた。去年はRTGSとい

う、これは大移行があつて、それぞれ間の日数が毎日日を選んでやつているわけです。

それはなぜかといつたら、途中でフォールバッ

クしなくちゃいけなくなるような場面を想定

して、戻すだけの時間的余裕を考えて日を決めてい

るわけです。だから、今回、間が一日しかない

いうところを選んでいること自体、もうやつぱり失敗は想定していなかつたということになるんで

す。だから、フォールバックもあり得るということを前提に、しかし最後の判断をする局面で情報が

足りなかつたので判断が十分にできなかつたとい

うんでしたら、これは例えば石坂専務の責任とい

うこともあります。しかし、前田さんの御発言

うこともあります。だから、これは例えば石坂専務の責任とい

うことです。だから、これは例えば石坂専務の責任とい

とはあり得ないです。

実は、金融界というのはここ数年大変な大移行であります。だから、必ず移行作業の最後

作業が続いていまして、一九九九年のときには

ユーロの導入、外為関係でシステムの大変更があつて、やはり年末年始に掛けてやつたわけで

す。二〇〇〇年のときは、御承知のように二〇〇〇

〇年問題で年末年始でやつた。去年はRTGSとい

う、これは大移行があつて、それぞれ間の日数

が毎日日を選んでやつしているわけです。

それはなぜかといつたら、途中でフォールバッ

クしなくちゃいけなくなるよう

な場面を想定して、戻すだけの時間的余裕を考えて日を決めてい

るわけです。だから、今回、間が一日しかない

いうところを選んでいること自体、もうやつぱり失敗は想定していなかつたということになるんで

す。だから、フォールバックもあり得るということを前提に、しかし最後の判断をする局面で情報が

足りなかつたので判断が十分にできなかつたとい

うんでしたら、これは例えば石坂専務の責任とい

うことです。だから、これは例えば石坂専務の責任とい

終報告をいつごろ御提出を受けて、金融庁としての処分をいつごろ明らかにされるのかを、御見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 今回起ったことは誠に遺憾千万なことであります、この段階で私何も、何か銀行側を擁護するようなことを言うつもりは全くないんですが、ただ、議論の過程で、私の記憶違いかもしれませんけれども、前田社長は

フォールバックはあり得るというふうに言っておつたように思います。これはもう元のシステムに直すという選択も考えてありましたということをおっしゃったように記憶しておりますが、この点だけはちょっと私としても申し上げておいた方がいいかなという感じがございます。

そして、その次に、今いろいろとお話をあった上で、二十四条報告はいつごろある意味で完結をするんだということございまして、また、この処分等についての御日程ということをお聞きいたいたわけですが、私たちとしては、取りあえず、この状況が克服されたという取りあえずのめどというものがやっぱり確保されるということがまず大事だというふうに思っています。それで、この点については、銀行側は、やっぱり五・十日やら一日の日とかいうようなものを経過をしないと、そのためを立ったと言い難いというようなことをおっしゃっていますので、報告の完結の期限というのも、その直近の一日というところになると来月の一日ということかなというように思っております。

私たちの処分がどうなるかということについて、その報告を我々が点検をして、そしてその後どうするか、どういうふうに手続を進めていくかということについては、その報告を踏まえて判断をせざるを得ないと、このように申し上げたいと思います。

○大塚耕平君 ゴールデンウイーク前後の特異日を越えて適切な時期にということであります。ですが、一点、そのフォールバックに関してちょっと私の意見を申し上げておきますと、確かに、前

田さんがいざという場合は元のシステムに戻すということをおっしゃっていたのは私も記憶しています。ただし、休日が二日しかないときにやつたわけですから、これは物理的に不可能です。だから、あの御答弁と、あの休日が二日しかない日を移行日に選んだということは実は矛盾しているんです。

だから、もしフォールバックを想定していたと違うなら、何時に最終判断をして、そこから物理的にフォールバックをすることが可能かどうかだったかということは報告書の中で明らかにしてください。

それは言葉では何とでも言えますから、それが本当に技術的に正しいことかどうかということは第三者的意見を踏まえて証明していただかないと、あの御発言と、四月の頭を移行日に選んだことは論理矛盾するということを申し上げておきたいと思います。

それと、提出資料の二についても、これも先般御提出をしたものをおもう一回付けさしていただきたいんですが、あのときはちょっと時間がなくてぱたぱたとやってしましましたけれども、ちょっともう一回よく見ていただきたいんですけど、もう一回よく見ていただいたんですけれども。例えば、このFISCの白書の表を見ると、シティグループというのは、資産規模がこれは九千億ドルですか、九千億ドルで、IT投資が五十二億ドル、そして行員数が二十四万人と、こういうことです。邦銀大手Bグループ、まあこのCグループでもいいですね。Cグループが同じぐらいですからあれでなければ、Cグループだと、資産規模はほぼ同様で、職員数は約十分の一と。しかし、その一方でITの投資額は約四分の一と。

この間の話、もう一回レビューしたいんですけども、大臣は、インベストメントバンクを目指すのかコマーシャルバンクを目指すのか、金融機関の形態によって一概にそのIT投資の規模がどのくらいが適切かは言えないとおっしゃったんですね。それがまあそういう面もあると思います。

しかし、まず一点は、この間私、申し上げましたように、日本の金融機関はなぜ九〇年代に入つて欧米の金融機関に対して競争力がなくなつたかわですか、これは物理的に不可能です。だから、あの御答弁と、あの休日が二日しかない日をあつたためにどんどん負けていったわけですよ。だから、そこをたくさんお金を掛けなきゃいけない。

しかも、従業員数を見てください。同じだけの資産規模のものを十分の一の人数でやろうとすれば、その分はシステムで補わないと駄目なんですよ、常識で考えたら。その個人個人がシティグループの職員の十倍の生産性があるんだつたら別です。しかし、そんなことはないですよね。

だから、そうやって考えると、大臣もなかなかおっしゃりにくい立場だということはよく分かるんですけど、もう一回この資料三の「補」のところを見ていたいと思います。それは、金融機関はつぶれますよ、本当、最後は。

だから、合併再編をしてその他の経費を圧縮することと、ITの投資費用が出てくるような合併なら、これはもう金融機関はつぶれますよ、本当、最後は。

だから、合併再編をしてその他の経費を圧縮することでITの投資費用が出てくるような合併なら、これはもう金融機関はつぶれますよ、本当、最後は。これは不良債権を処理するためだけの合併再編なら、こら意味があります。しかし、合併をしてそこも削って、とにかくスケールメリットだけを出してしまいますので、その点について、この間と同じ不良債権を処理するためだけの合併再編なら、これはもう金融機関はつぶれますよ、本当、最後は。

だから、合併再編をしてその他の経費を圧縮することでITの投資費用が出てくるような合併なら、これはもう金融機関はつぶれますよ、本当、最後は。これはもう金融機関はつぶれますよ、本当、最後は。

勘定系を中心にしていくのか、情報系を中心にしていくのか、大臣は、アメリカとか欧米というのはどう思われるよ。これはなかなかしかし、必要だと思つていうところは難しいですね。難しい、正直言つて。

勘定系を中心にしていくのか、情報系を中心にしていくのか、大臣は、アメリカとか欧米というのはどう思われるよ。これはなかなかしかし、必要だと思つていうところは難しいですね。難しい、正直言つて。

今は委員がお示しになられたようそういう趨勢を見ていると、これだけの投資がやっぱり必要だと思われるよ。これはなかなかしかし、必要だと思つていうところは難しいですね。難しい、正直言つて。

勘定系を中心にしていくのか、情報系を中心にしていくのか、大臣は、アメリカとか欧米というのはどう思われるよ。これはなかなかしかし、必要だと思つていうところは難しいですね。難しい、正直言つて。

勘定系を中心にしていくのか、情報系を中心にしていくのか、大臣は、アメリカとか欧米というのはどう思われるよ。これはなかなかしかし、必要だと思つていうところは難しいですね。難しい、正直言つて。

勘定系を中心にしていくのか、情報系を中心にしていくのか、大臣は、アメリカとか欧米というのはどう思われるよ。これはなかなかしかし、必要だと思つていうところは難しいですね。難しい、正直言つて。

五年後か十年後に歴史が証明することになると思いますので、金融庁さんや金融界がこの九〇年代に行つた判断が正しかったかどうかが分かるころには、しかし日本は、塩川大臣がおっしゃるようになつて、あるいはもつと沈没しているに復活しているか、あるいはもつと沈没しているかどうかですから、本当に私も言つべきことは金融機関にも言つていいと思いますし、参考になる情報があれば御提供したいと思います。

今、大臣おっしゃったようにその勘定系と情報系の問題があつて、確かに、勘定系は日本はしっかりとして、情報系のシステム投資が欧米に比べて少ないのかもしれないという、そういうことかもしませんし、だから、今回ののようなトラブルが必ずしも情報インフラへの投資が少なかつたことによって起きたとは断言はできないと思います。ただ、因果関係はあるかもしれません。それと、最後に一点だけ申し上げると、もうこれは大臣御承知のとおりだと思いますが、九〇年代の半ばから金融危機の九七、八年に至るまでのよく合併話があったときは何が合併構想の基準だったかといったら、メインフレームのマシンの機種が一緒のことが基準だったんですよ。それはなぜかといつたら、同じメーカーで均一に染めた方が安く上がるし、トラブルも少ないからなんですよ。今回は、何と言つたらいいんでしょう、ばらばらですから、國士無双と言つたらいいですか、やっぱり國士無双は役満ですから難しいんですよ。難しい。

だから、九〇年代の半ばにはマシンが同じ先を選んで合併しようと思っていたのが、今はもうそろいのことは一切関係なく相手を選んでいるというところにもこの無節操さが出ているわけでありまして、是非今回のみずほのトラブルを、せっかく起きたトラブルですから、これを何か今後の糧にしないと意味がないですから、是非有意義な報告と分析についていただきたいなということをお願いして、みずほの話は終わさせていただきます。

終わさせていただきますと言ひながら、BIS規制に絡んでちょっとお伺いしたいんですけど

かどつちかですから、本当に私も言つべきことは金融機関にも言つていいと思いますし、参考になる情報があれば御提供したいと思いますが、どうぞおっしゃったようにその勘定系と情報系の問題があつて、確かに、勘定系は日本はしっかりとして、情報系のシステム投資が欧米に比べて少ないのかもしれないという、そういうことかもしませんし、だから、今回ののようなトラブルが必ずしも情報インフラへの投資が少なかつたことによって起きたとは断言はできないと思います。ただ、因果関係はあるかもしれません。

も、御承知のとおり二〇〇五年から新BIS規制が始まりますが、これはその中でオペレーションリスクというのが入つてきて、事務ミスとかこうなる情報があつたみたいと思いますが、どうぞおっしゃったようにその勘定系と情報系の問題があつて、確かに、勘定系は日本はしっかりとして、情報系のシステム投資が欧米に比べて少ないのかもしれないという、そういうことかもしませんし、だから、今回ののようなトラブルが必ずしも情報インフラへの投資が少なかつたことによって起きたとは断言はできないと思います。ただ、因果関係はあるかもしれません。

それで、御質問の趣旨、大変難しいんですが、これはもうお答えになつてないか私もありますが、今の自己資本比率規制の枠組みの中では、今回のような事故を、障害を、障害のよくな事務事故に対するリスクといふものは反映するということに直面して、実際の実施は二〇〇六年ということになつて本格実施に移す方向で検討が進められていると、こういうふうに今聞いております。

それで、御質問の趣旨、大変難しいんですが、これはもうお答えになつてないか私もありますが、今の自己資本比率規制の枠組みの中では、今回のような事故を、障害を、障害のよくな事務事故に対するリスクといふものは反映するということに直面して、実際の実施は二〇〇六年ということになつて本格実施に移す方向で検討が進められていると、こういうふうに今聞いております。

○副大臣(村田吉隆君) 今、委員、新規制の実施につきましては二〇〇五年とおっしゃいましたけれども、二〇〇五年からはテスト計算を開始するということになつておりますて、実際の実施は二〇〇六年ということになつて本格実施に移す方向で検討が進められていると、こういうふうに今聞いております。

○大塚耕平君 何を申し上げたいかというと、制度はいろいろ変わっていくわけですが、どんな制度でも。これは実態に合わせて変わっていくわけですね。今回のマネロンの話でもそうですね。実態に合わせて法律や制度をえていくこうとしている。新BIS規制も、もう金融界を見る目の実態に合わせて新BIS規制を変えていくこうということがあります。

○副大臣(尾辻秀久君) BIS規制の見直しが検討されておりましては、今日、先生からお出しした資料の一番後ろに新聞記事付いておりますけれども、この記事、的確であると考えます。

そこで、その影響をどのように考えるか、こういう御質問だらうと思ひますけれども、それをお答えいたしますことになりますと幾つかの仮定を重ねなきゃならぬだらうと思います。

まず、今の見直し案のままとまるというのが最初一つの前提であります。それから次に、先日

S&Pが日本の国債の格付下げましたけれども、そうした格付がシングルAまで落ちると仮定するといいますか、そうだった場合、こういうことがあります。それから三番目をいたしましては、そうなった場合でも、各國銀行監督当局、日本でいうと金融厅になりますけれども、金融厅がその裁量でリスクウエートをゼロとできる、そういうリスクウエートゼロを適用する、こういうことが認められておりますので、金融厅がそれも、そういう裁量もしなかった場合、こういうことにならうかと思いますけれども、したがいまして、今の時点でBIS規制について御質問いただきますと、今後のこうした作業を注意深く見守ってまいります、こういうふうにお答え申し上げたいと存じます。

しかし、いざれにいたしましても、BIS規制をちょっと離れて、やや離れて国債発行当局として申し上げさせていただきますと、日本国債は、我が国政府が信用力を背景として発行し、元利払いを保証している金融商品でございますので、金利払いの不履行のリスクはないと考えております。すなわち、そもそもリスクウエートゼロのものだと私どもは考えておりますというお答えを申し上げます。

○大塚耕平君 お伺いしたいことを先にお答えくださいたので助かりましたけれども。

塩川大臣、もう新BIS規制の内容は御存じないただいてると思いますけれども、二〇〇五年からは国債も地方債も市場での格付が反映されりスクウェートが掛かる。だから、シングルAになると、例えば今までは、これは金融厅とも関係していくんですが、金融機関の自己資本比率をはじめときの資産のリスクウエートというのは二〇〇%掛かるようになるんですね。ところが、国債とか地方債はそれぞれの国の裁量で判断していくということになっているんです。なっているんです。裁量とはいっても、これ、仮にシングルA以下に下がったときに、いや、それでも日本は尾辻さんおっしゃるように元利払いは保証されているか

と、これは一国の経済にとって大変重大な決断であるわけです。

今日は森さん来ていませんけれども、ちょっと金融厅にお伺いしたいんですけども、これ、BIS規制は今年内容が決まって、これから、じやんに日本国債がシングルA以下になつたらどうするかということを政府として議論していくかなぎりがないときに、この資料の四ですけれども、去年の十一月十一日の段階で金融厅長官がゼロ%でいくと断言している。一体何の権限があつて断言しているのか。

しなければならないことは断じて思っていません。
○國務大臣(塙川正十郎君) 数日前にこの資料を
大塚さんからいただいたのでこの森長官のなに言いま
したけれども、これは仮定の話をしておるという
ことで、私もこれは、日本の国債を利息二〇%を
取りなさいと銀行にそんなばかなことを言ふるは
ずのないわけでございまして、それはもう私たち
は、第一、シングルAになるというようなことを
私はもう考えておりません。もうこれは何として
も私は名誉挽回したいと思うて、この前も言つて
おります、衆議院の財金委員会でも申し上げたん
ですが、格付機関が何の基準でもつてしておるの
かと。査定の蓋然的な要件は言つております。
二、三分ちょっと恐縮ですけれども、例えば、格
下げしたについて、財政事情上の困難はある、不
良債権の整理が進まない、産業政策どうだといふ
ことを言つておりますけれども、それじゃ比べ
ても、日本となぜスペイン、あるいはポルトガルと
の点数をどう比べたらいいんでしょう。スペイン
なんてうんと高く見ていますね、ポルトガルを見
ても。現にしかしあスペインは、相当金融的な条件
で IMF等に対し指摘されていることがあるこ
とは御存じのとおりです。ポルトガルだって日本
より上だというのは何でだろう。日本とボツワナ
はちょうどちよんちよんだと、こういうことに何
でこうなるんだろう。その点数と評価はどういう
ところで評定したんだと。もう分からんですね。
ですから、私はこれに対してやっぱり政府と
して異議を申し立てておるわけであります。
ですから、シングルAになるということはもう
我々も想像しておらない。それは無理やり持つて

○大塚耕平君　お考えはよく分かりますし、そういう名譽挽回のために頑張っていただきたいと思うのですが、さっきのオペレーションリスクの話と一緒に、これは柳澤大臣よく御理解をいただきたいんですが、皆さんはそう思っていて、我々もそれに同調したとしても、市場の格付がシングルA以下になれば、日本は、金融機関の自己資本比率をはじくときに、いやリスクゼロだからといってそういう計算を出しても、もうマーケットの皆さんは二〇%のリスクウェートを掛け、日本の金融機関は日本のゼロ%基準でいけば二〇%の自己資本だけれども、でも日本の国債はシングルA以下になつたんだから仮に二〇%で計算したら自己資本比率は七・五しかないじゃないかとか、そういう計算を勝手にするわけですよ、マーケットというのは。

だから、そうなつちやつたら幾らそこで両大臣が頑張つてみてもマーケットの圧力には勝てないわけですから、もう塩川大臣おっしゃつたとおり、何としても名譽のためにシングルA以下にはならないようにしていただきたいし、今しないと断言されたんですから期待しています。

それで、最後にちょっと一点だけ、せつかく岩田さんおいでいただいているんで、岩田さんにお伺いしたいんですけど、ちょっとと通告した質問と違つて恐縮なんですけれども、今の話と関係あるんですけど、最近、竹中さんがよくアコード、アコードって、車じゃないですよ、金融当局と財政当局のアコード、アコードと言いますけれども、あのアコードってどういう意味で竹中さんは内閣府の中で使っておられて、岩田さんはどう理解しておられるか、その御回答を聞いて、最後に一言だけ私申し述べさせていただいて終わらせていただきますので、ちょっとお許しいただきました。大事な問題ですので、どうぞ。

○政府参考人(岩田一政君) それではお答え申上げます。

アコードといいますのは、既によく御承知のことかと思ひますけれども、アメリカの五〇年代に国債の金利をある一定の水準にペッギするという政策が取られたことがございまして、そのとき、中央銀行の金融政策ですね、の運営と、それから国債の価格の維持という、その関係が五〇年代に問題になっていたと。それを取り外すといふために合意が、中央銀行とそれから連邦政府との間で合意が必要だったと、こういうような歴史的な経緯があったかと思います。

現在、竹中大臣がそのアコードについて触れられておられますのは、やはり今の時点では、金融政策の運営ということについて、財務省との関係、特に政府との関係において新たな合意、つまりより協調的な関係を保ちながら金融政策というのは運営していくことが必要なんじゃないか、こういう御認識で御発言になっているというふうに理解しております。

○委員長(山下八洲夫君) 時間オーバーしてしまはずから、簡潔にお願いします。

○大塚耕平君 はい、簡潔に申し上げます。重大な今発言をされたんですが、アコードといふのは、国債発行の環境を整えるために金融政策を利用しないということを一九五〇年代にアメリカは金融当局と財政当局が合意したんです。竹中さんが言っておられるのは、国債発行環境を維持するために財政当局と金融当局が協調をしましようということを言っている。だから、あれは物すごいミスリードな発言ですから、今後経済諮問会議の中でも竹中さんがアコード、アコードと言ったら、塩川さん、それはちゃんとまんがなとは非言つてくださいね。それだけお願ひして、終わらせていただきます。

○大門実紀史君 日本共産党的大門実紀史です。法案については、もう入澤先生、大塚先生から詳しく鋭い御指摘ありましたので、私、一つだけ確認の意味でお聞きをしたいというふうに思いました。日弁連が、今年の二月二十日なんですけれど

も、これは今法案、この法案と直接関係するわけではありませんが、「テロ資金防止条約批准と国内立法についての会長声明」というのを日弁連が提出しております。これは、要するにテロリズムの拡大解釈に対する懸念を日弁連が示されているものでありますし、例えば南アフリカのアパルトヘイトに反対する活動とか、東チモールの独立支援に対するカンペ、こういうものまで犯罪行為とする可能性があるというふうな懸念を示した日弁連の会長声明なんですが、今回の法案は、本人確認という点でなんですか、テロリスト、この法案で想定しているテロリストというのはどういうふうに定義されているのか、あるいは具体的にどういうふうに定義されていくのか、この点だけ確認の意味でお聞きしたいというふうに思います。

○政府参考人(原口恒和君) テロリストの定義等につきましては、法務省で提案しております供与禁止法の方で定義をされている問題でございますが、承知している限りでは、テロリストという定義ではなくて、いろんな脅迫行為ですか破壊行為等、そういう行為の類型をたしか列挙してあつたというふうに認識をしております。

○大門実紀史君 分かりました。拡大解釈にならないようなことをお願いしたいというふうに思いました。

私は、次に、先般出されました検査マニュアルの中小企業融資編について質問をさせてもらいたいと思います。我が党は、これまで信金、信組問題を中心にこの検査マニュアルと、この間の金融庁の検査についてかなり痛烈に批判をさせていただいてまいりました。今回、中小企業の融資の実態を把握する努力をしようということで、この中小企業融資編、まだ案の段階だと思いますが、これをやって国民の皆さんの意見を聞くというふうに打ち出されたことはそのものは、率直に言って、私、木で鼻をくすぐったような行政対応が続いている中でよく努力されているというふうに思っています。耳を傾けよう

といったふうな柳澤大臣の姿勢並びに五味検査局長の御苦労に、私としては率直に言って評価をさせていただきたいというふうに思っているところです。率直に言って、いろいろ根本問題あると思いますが、この中小企業融資編が本当に現場できちつと実行されれば、幾つかの問題といいますか、かなり改善されるというふうに思いますので、そういう意味でそういうふうに思います。

ただ、一言我が党の考え方を申し上げておきますと、前々回この委員会で私質問させていただきましたけれども、現場の運用でやっていくというにはやっぱりどこかで突き当たるんじゃないかなと。したがって、やっぱりアメリカのように、地域金融機関、大銀行、指導監督体制そのものを変えてやっていくとか、やっぱり金融庁が全国すべての大小かわらず金融機関すべてを検査する、監督するというのはかなり無理があるような気がいたしますので、グローバルスタンダードの本家のアメリカでさえ分けているわけですから、そういう指導体制、監督体制が必要ではないか、検査体制が必要ではないかというふうに基本的に思っています。それが、無理に金融庁がすべてやろうとするんで、逆に言えば、こういう手取り足取りのマニュアルを作らなければいけなくなっている、そういう自己矛盾にあるんじゃないかという面も思いますが、率直に言って、やっぱり地域の中小金融機関、信金、信組などは都道府県が指導監督した方が中小企業の実態も地域性もよく分かるわけですから、そういうふうに変えていくべきだというふうに基本的には党としては思っているところです。そういう問題、基本的な在り方は別の機会にまた議論をさせていただきたいと思います。

具体的にいつ何をということとはございませんで、これは金融検査マニュアルの本体を作りましたときも同じようなことでございましたが、御要請がありますればその都度御説明をするというようなこともしてまいりました。今回もそうした対応をしてまいりたいと思います。

○大門実紀史君 是非、借り手中小企業の皆さんのお見をできるだけ反映していっていただきたいといふうに思います。具体的なところで少し分からぬところがあるうなこともしてまいりました。今回もそうした対応をしてまいりたいと思います。

先ほど言った意味で、この中小企業編が本当に

二千五百万円という根拠、とりあえず案として出されただけます

なつちやうと大變になるところもあるんではないかというふうに思います。

そういう点では、リスクを取るという点では、わざわざ二千万と付けなくても、例えば一%といふことでも、現在の金融検査マニュアルで主任検査官の裁量によって、その検査対象となっている金融機関の規模ですとかあるいは財務状況、更には前回検査の結果等を踏まえまして、検査の効率の観点から、一定額以下の与信しか持っていない債務者に対する検査を省略をするということができるようになっておるわけですが、今はこれに定量的な基準を設けたと

この基準の数値を御提案するに際しましては、これまでの私たちの検査の実績がたくさんございまますので、この実績を踏まえまして、ある金額以下との与信を仮に検査をしなかったとした

した場合には、その検査結果が例えば自己資本比率にどのような影響を及ぼしたであろうかといったようなことを集計をしてみまして、その数値を基にいたしまして、自己資本比率への影響度が余り大きないと判断できる水準を探つたということでございます。

その結果として、二千五百万又は自己資本といいますか資本勘定の1%のいづれか小さい方という水準が出てきたということで、検査の効率を図ると

いうことと、それから検査の結果のバイアスというものが効率の犠牲にならないようについてたようなことの双方を考えての水準ということでございます。

○大門実紀史君 例えれば、信用組合の組合員勘定のこれは単純平均なんですけれども、約三十億円ですから、その1%とすると三千万という数字が

例えば信用組合だったら出てくるんです。これは例えば、信金、信組にしても大小ありますから、規模の違いがありますからなかなか難しいところがありますけれども、もう少し、例えばこれ、二千万とか金額入れないで1%ということだったら

ありますけれども、規模に応じて量れると思うんですから、かなり二千万に

うことでそれを規模に応じて考えていくことによってそれが規模に応じて量れる余地はあるんでしょうか。

○政府参考人(五味廣文君) パブリックコメントに付しておる趣旨はいろいろ御意見を賜りたいと

いうことでありますから、具体的な根拠を付しての御提案がありますれば、それを私どもなりに検討いたしまして、その採否ということを最終的に理由を付して明らかにいたします。

○大門実紀史君 是非今言ったような実態に合わせて、合ったものにしてもらいたいというふうに思います。

次に、この中に九項目、主な内容という文章がありますけれども、ここに九項目ありますけれども、これでいきますと一項目めと三項目めですかね。つまり、代表者がからの借入金があって、会社がですね、会社の側があつて、代表者がその返済を要求する意思がない場合というのがあります

ね、これを加味すると。もう一つは、代表者の個人資産を加味する、ただし資産提供の意思が明確な場合といふうに、代表者と、店と奥といいますか、その関係でいて担保になる場合は、いろいろその実態に応じて債務者区分していいんだと

いうふうなところがありますけれども、ここは運用上ちょっと心配されるところもありまして、例

えばそういう場合は代表者から一筆取るとか念書を取るとか、つまり個人保証をきちっと取れといふうに解釈される、画一的にやれば解釈される場合もあるんですが、この辺の意味するところはどういうことなんでしょうか。

○政府参考人(五味廣文君) これは、そうした指導的な、いわゆる行政指導的なことをしようといふ趣旨のものではございません。ただ、このよう

に代表者の方からの借入金につきまして代表者の方が返済する意思があるのかないのかというの

何らかの方法で確認をいたさないといけないわけになりますし、また、事例集の方にも書いておりますが、それだけでなくて、代表者が提供してある資金というのが、その原資は何であるのかと

いうことも確認をいたしませんと、確かに代表者がござります。

いずれにしても、その代表者の個人の資産あるいは資金繰り、こういったようなことを確認をする

と同時に、その返済の意思がないというのをどうやって確認をするのか、こういった点はきちんと押された上でこういった措置を取る必要がある

という趣旨でございます。

○大門実紀史君 次に、九項目ありますけれども、その最後に書いてあるんですけれども、これは私は本当にそういうふうにされば随分助かる

方いると思うんですけど、私も質問で何度も取り上げてきたんですけども、条件変更のケースなんですかね。つまり、代表者がからの借入金があつて、会社がその返済を要求する意思がない場合といふう

ね、これを加味すると。もう一つは、代表者の個人資産を加味する、ただし資産提供の意思が明確な場合といふうに、代表者と、店と奥といいますか、その関係でいて担保になる場合は、いろいろその実態に応じて債務者区分していいんだと

いうふうなところがありますけれども、ここは運用上ちょっと心配されるところもありまして、例

えばそういう場合は代表者から一筆取るとか念書を取るとか、つまり個人保証をきちっと取れといふうに解釈される、画一的にやれば解釈される場合もあるんですが、この辺の意味するところはどういうことなんでしょうか。

○政府参考人(五味廣文君) これは、そうした指

導的な、いわゆる行政指導的なことをしようといふ趣旨のものではございません。ただ、このよう

に代表者の方からの借入金につきまして代表者の方が返済する意思があるのかないのかというの

のかどうかという心配があるんですけれども、そこの商慣習をどうやって把握するのか、かなりいろいろなケースがあると思うんですが、非常に難しい把握の仕方になると思いますけれども、この辺は具体的にどうされますか。

○政府参考人(五味廣文君) 事例集には設備資金の融資のケースが載っておりますけれども、様々な商慣習がおっしゃるとおりございまして、かなりの部分は、今までの信用金庫への検査などにおいても確認をいたしませんと、確かに代表者

の資力の中から出ているものなのか、あるいはよそから借りてきてただ入れておるというだけの話

なのかな、こういったようなことも確認をする必要がございます。

○大門実紀史君 次に、九項目ありますけれども、同時に、パブリックコメントでも、こういう場合があるではないかというようなものをいただきましたれば、それをそのまま取り入れられるかどうかはともかくいたしまして、膨大なものになりますけれども、この際そいつたものは、ここは事例集としては代表的な例を挙げておりますけれども、そういうものを整理をして集積をして、検査官、特に財務局の検査官、全国均質になるよう

にこれを提供、指導するということをやる必要がありますと考えております。

○大門実紀史君 同時に、パブリックコメントでも、こういう場合があるではないかというようなものをそのまま取り入れられるかどうかはともかくいたしまして、膨大なものになりますけれども、この際そいつたものは、ここは事例集としては代表的な例を挙げておりますけれども、そういうものを整理をして集積をして、検査官、特に財務局の検査官、全国均質になるよう

にこれを提供、指導するということをやる必要がありますと考えております。

○大門実紀史君 これは、そうした指

導的な、いわゆる行政指導的なことをしようといふ趣旨のものではございません。ただ、このよう

に代表者の方からの借入金につきまして代表者の方が返済する意思があるのかないのかというの

のかどうかという心配があるんですけれども、そ

の商慣習をどうやって把握するのか、かなりいろいろなケースがあると思うんですが、非常に難しい把握の仕方になると思いますけれども、この辺は具体的にどうされますか。

○政府参考人(五味廣文君) 事例集には設備資金の融資のケースが載っておりますけれども、様々な商慣習がおっしゃるとおりございまして、かなりの部分は、今までの信用金庫への検査などにおいても確認をいたしませんと、確かに代表者

の資力の中から出ているものなのか、あるいはよそから借りてきてただ入れておるというだけの話

なのかな、こういったようなことも確認をする必要がございます。

○大門実紀史君 こういういろいろな実態を本気で本当に把握していこうとしますと、検査官の方

もかなり時間を掛かるんじゃないかなと。しかも、

二千万以上のものは、今の案ですと二千万以上の

ものは点検しなきゃいけないとなると、相当時間

を掛かって、検査の作業が膨大になるような気

がするんですけれども、これは今の検査体制、人

うんです。

員でこういう実態を本当に把握しようという検査ができるのかちょっと心配するんですが、その点いかがですか。

○政府参考人(五味廣文君) 御指摘のよう、今回、いわゆる抽出基準の明確化を図りましたの

も、中小企業編というよしなどのができまして、更に一層念入りな、よく金融機関と十分な議論を尽くさないといけないということで検査のワーク

ロードというのが上がるであろうと、こういううとから、こうした基準を作つて抽出基準を明確化したということもございます。したがいまして、そうしたところで検査の手間が省ければ、これでおっしゃるような把握にも役に立つのではないかと思います。

さらには、相対的に申しますと現在主要行は、
対する検査につきましては一年に一回ということを政策として掲げておりますし、そうした人員を確保しておりますが、地銀、第二地銀のレベルになりますとやはり一・五年に一回ぐらいが限界、
さらに協同組織金融機関になりますと三年に一回ぐらいが限界というような状況になつておりますが、こういう点からいいますと、更に念入りな審議を金融機関と尽くすということであれば更多な人員の増強が必要であると考えております。
○大門実紀史君 このことに関して最後にお聞かしいのは、そうはいつても、全体としてよく運用上の留意ということところで終わっているとお

ういう根拠でそういう結果になるのかということことは、検査結果通知の際に改めて金融機関側に御説明をすることにしております。

これは、今日は個別問題、具体的なところは触れませんが、実は昨日、私の部屋に二人見えられて、四月一日にその通知が来たと。資料を見せて

それでもなお不服があるというようなケースと
いうのは今まで聞いてはおりませんけれども、こ
れは、更にそれでもいうような場合には、そな
に伴う行政処分でももしございますれば、それは
行政処分に関連する様々な不服の申出の制度がござ
りますから、それを利用していただくというう
とであろうと思います。

いただきました。一度も延滞したことがない、一度も返済が滞ったことがない、しかも別にそんな赤字が続いているわけではない、小さな規模の商店と会社ですけれども、どう見ても、私が見て、資料を見ても、何で破綻懸念先等になるのか、RCCに送られなきやいけないのかというふうに思いました。

この意見申出制度といいますのは、やはり十分な意見交換がなされていないのではないかと疑われるアーリスですか、あるいは検査官が非常に

私どもは、ふなしんについては自己査定とその後トーマツが入った監査法人の査定等全部内部資料を実は持つておりまして、深めてみました。そ

方的な議論を振り回して相手の言い分を聞かないというようなことで結論を出してきたというもの。をカバーするためのものでござりますので、『言けば内部的な手続でございますから、とにかくどうぞ財務局で検査をしようと、検査局長が自らこれな審理をする、その責任者であるということ』で、これが公平性を担保する限界であろうと思っておね

うしたら、そのお二人、昨日来られたお二人の名前ありますし、ふなしなの査定では正常先になつています。トーマツが監査法人のときに破綻懸念先に両方されています。理由書きは何もありません。私、全部資料を見せてもらいましたけれども、どう考えても正常先、行つても要注意先にすらかしないかぐらいの程度なんですが、つまり

○大門実紀史君 時間が少なくなりましたので、
ます。

なぜ送られたのか分からぬ、RCC送りになるのか分からぬといふような事例です。これは日本人にとってまもつとショックでし

その中小企業編についても、とにかく現状の悪化を反映させていつでもいいたいということを申上げておきたいと思います。

次に、こういう中小企業編、つまり中小企業融資実態をきかってと把握していくうつうつ感を

て、ふなしなの職員と話したときには、おたくは大丈夫ですよ。おたくはRCCに送られるわけないというふうに太鼓判押していくくれていた人が、四月一日に突然通知が来たもので、びっくり

ことが出されたときですので取り上げたいんで、けれども、この間、我が党は、信金、信組問題

して御相談に見えたわけなんです。
この個別の件については改めておかしいという

破綻問題、ずっと取り上げてまいりました。ちょうど、そういう破綻した人、ちょうどといいますか、この間破綻したところでいきますと、

ことでやりたいと思いますけれども、今日は大目に少し基本的な考え方だけお聞きしたいと思うんです。つまり、破綻した信金、信組、地域金融機関です。

京の船橋だとか大阪そうしんで、借り手の中小業にちょうど、あなた、RCC送りですよとい

関の借り手の人たちが、あなたのRCC送りですよ
というふうな通知書を受けたりすることがあるん
で、もしも、この二つとも届いてない場合は、

通知が送られている。今送られています。
例えば、ふなさんは四月一日にほとんどの人
送られたわけですけれども、その中で、この中

ですけれども、そのときは本人が非常に疑問に思
うとか不服だという場合、何らかの説明責任とい
いますか、あなたこういう理由でRCC送りなん

企業融資編でいきますと明らかに正常先の人があるCC送りの通知書を受けています。

です。よという説明責任というのではないのですかね。これだけ説明責任が重要視される時代になつ

ているのに、本人に紙切れ一枚で RCCC だよといふことでいいのかどうか、非常に最近こういう事例扱つていて疑問に思つんですが、その辺はどうですか、説明責任という意味では。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 預金保険法上の破綻処理の法的仕組みはここでちようちょ申上げる必要ないと思いますが、金融整理管財人が片方の当事者、それから受皿金融機関というのが片方の当事者ということであるわけです。この行為は、恐らく権力的な行為、公権力の行使でも何でもない、通常の取引ということではないと、これは強制的に何かこれを譲り受けろということができるとしたら、恐らくこの仕組みはそもそも成り立つ得ないと思うわけですね。

そういうようなことで、できるだけたくさん債権を譲り受けてもらいたいということで金融整理管財人は行います。前から言つように「正常先」についてはもう原則すべて、要注意先についてもできるだけ多くということで、ほとんどそういうことをやるわけですが、私が見ている中でも、どういう理由か、いろんな理由があるんだろうと思うんです、取引でございますから。何というか、例えば破綻懸念先でも譲り受けていただけるところもあります。これは恐らく協調融資をしている等の理由があつて、それをまとめた方が自分としてもいいというような判断があり得るかと思うんですね。ですが、そういうようなことで行われるわけでございまして、それを相手方に説明しろと言うのではなくて、そこまで私ども何というか、義務を課すのではなくて、大門実紀史君 時間になりましたので、これ

個別のこととも絡みますのでまた改めてと思いますが、少なくとも、RCC 送りになるというのは本人大臣おつしゃいましたけれども、RCC は必ずしも企業再生、こういう中小零細の場合はなかなか手が回りませんし、取引も停止されていく部分があるわけ

いうことでござります。

○大門実紀史君 時間になりましたので、これは

ですから、本人に知る権利は私はあると思いますので、そういう面をやっぱりこれから整備、検討されていくべきだということを申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長(山下八洲夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時開会

○委員長(山下八洲夫君) ただいまから財政金融委員会を開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

てまいります。それに従いまして判断することになつております。日本で旅券の制度を変えますとまことに、いろんな国に対しましてサンプルを送りまして、これが今度有効になつた旅券であるといふうにそれぞれの国の当局の方に御連絡申しあげます。

○平野達男君 それは具体的には空港でいえば空港でチェックするということですか。

○政府参考人(古田祐紀君) これは出入国管理局の問題ではござりますけれども、外国人が日本に入国するときに当然、スポーツの提示を求めるわけで、そういう際に、偽造である可能性がないかどうかというチェックをいたしているところでござります。

○平野達男君 督促というのは、もちろん当然督促しているはずですから、なぜそういうふうに掛かるのかということなんですが、これは向こうにげたがあって、向こうに責任があるということですか。

○政府参考人(小田野辰丈君) そうでございま

す。

例えば最近ですと、四月九日に断片的な連絡がございましたけれども、その内容につきましても再確認を必要とするというような状況でございま。す。それでですので、引き続き詳細につきまして確認を行っているところでございます。

○平野達男君 ムルアカ氏の場合にはもう日本の永住権を得ていてますから多分問題はないと思うん

○委員長(山下八洲夫君) 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案並びに外国為替及び外國貿易法の一部を改正する法律案の両案を括して議題とし、休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○平野達男君 国会改革連絡会（自由党）の平野達男です。

今日は植竹副大臣、どうもありがとうございました。

今回の本人確認という法律でござりますけれども、パスポートも位置付けられておりますが、まずそのパスポートについてちょっとお伺いします。外国人が持っているパスポートが本物か偽造かという判断というのはどこがどういう形でやつておるんでしょうか。

○政府参考人(小田野辰丈君) 御説明申し上げます。

一般論でございますけれども、通常、旅券が変更になりますと、それぞれの国から日本に対しまして、今度新しくこういうふうになりました旅券はこういうのですとということサンプルを送つ

○平野辰男君 一月以上になりますけれども、ムラカ氏、今日は鈴木宗男さんのことをやるつもりはないのですが、あくまでapseportでいきますが、これはケニア、ケニアでない、失礼しました。在キンシャサ日本大使館からそういう通報が入ったというのが今から一か月半、一か月以上前のことです。あれがその後どうなったんでしょうか。

○政府参考人(小田野辰丈君) 委員御指摘のとおり、三月の十二日に我が方に対しまして、ムルアルカ氏の所持している旅券につきましては偽造であるというふうに指摘する文書が参りました。これにつきましては、実はどうして偽造であるかにつきましての理由の詳細がありませんでしたので照会しております。その理由の詳細につきまして引き続き照会しておるところでござります。

○平野辰男君 一ヶ月前の答弁と全く同じですよね。だから、偽造かどうかなんという判断に、信憑性を確かめるのに何でそんな時間が掛かるんですか。

○政府参考人(小田野辰丈君) 私どももそういうふうに思いまして、先方政府に早く回答していたら、よくに督促しているところでございます。

されども、これがもし本当に在住の外人でありまして持っているパスポートが偽造か本物か分からぬという場合に、その本人が一体どうなるのか。例えば、あるいは今回のこの顧客等の本人確認等に関する法律案の中にパスポートが入っていますけれども、この場合のパスポートがどういう扱いになるのか。こういった問題たくさん出てくると思うんです。

ましてや今回の事例みたいに、三月十一日の中に出でた話が、一ヶ月以上過ぎていても督促しています督促していますという話ではちょっと済まないんじゃないかなと思うんですね。まさか偽造の話が偽造だったというならまだいいんだけれども、これが本当であれば大変な問題になるとと思うんです。是非これはしっかりと、しっかりとこころじやない、キンシャサ大使館があるんですけどから、向こうに、何やってるんだと言わせたらいいじゃないですか。ということで、私、これ質問に代えさせてもらいます。どうぞ。

○政府参考人(小田野辰丈君) 私ども、法務省とよく相談をいたしまして、先方に対しましては例えば、旅券の発給制度に関する法律の条文ですかとか、適正な手続を経て発給されたのかどうか、あるいは発給の場所ですかとか、あるいは押されてる印やそれから記されている署名など、旅券の

構造上の問題があつたのかどうか、あるいは発給者に関する確認とか、こういうようなものを具体的に先方に提示しまして、早く確認してほしい、詳細について説明してほしいということをやっております。

○平野達男君

塩川財務大臣がいみじくも言わ

て、いましたように、怠慢だということだと思います。いずれ、これ本当に大事な問題だと思いま

す。その人の本人が一体本物、どこのどういう人

かというものを確認するわけですから、これは早

く結論を出して、しっかりと公表をしていた

だきたいというふうに思います。

それで、次の質問に移りますけれども、国連安

保理決議の一六七号と一三三三号、これに基づ

いてタリバン関係者の資産凍結をずっとやっ

ますけれども、これまでの凍結額、それから対象

者、人数もちょっと教えてもらいたいんです。

それからあと、クレームがなかったかどうか。お

れは違うぞと、タリバン関係者じゃないぞとい

うようなクレームがあつたかどうかも含めて、

ちょっとと御紹介願えるでしょうか。

○政府参考人(溝口善兵衛君)

昨年九月以降、テ

ロリスト、タリバン関係者につきましては、国連

のリストに基づきまして資産凍結等の措置を取っ

ているわけでございます。全体で二百九十九の個

人・団体が対象となりました。その後、タリバン

の方が崩壊いたしまして新政権ができた関係で、

アフガニスタンの政府関係の機関が解除されてお

りまして、現在、二百九十三が引き続き対象にな

なっております。

この間、凍結いたしましたのはアフガニスタンの中央銀行その他農業銀行等政府の機関のコルレス預金でございまして、これ大体六十万ドルぐら

いでございまして、これ凍結いたしましたが、先ほど申しましたように新政府ができましたので解除しております。現在、凍結しているものはございません。

それで、苦情があったかどうかということでございますが、同姓同名の方が幾人かおられまし

て、その本人を銀行の窓口で確認するのに若干時間が要したということが一、二あると聞いておりますが、それ以外はなかったというふうに承知しております。

○平野達男君 分かりました。まだ二百九十三の

口座を凍結していると、こういうことですね。

それで、今回の法改正なんですかとも、今ま

ではマネーロンダリングということで、マネーロ

ンダリングですから、要するに非合法活動によ

りますとかということで、そういうものを、資

金を取り締まるという観点で資金の出どころに注

目して取締りをやってきましたけれども、今回の

法改正は、正式名称何と言いましたつけ、公衆等

脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の处罚

に関する法律ということで、そういった資金源に

着目するんじやなくて行為に着目するということ

で、視点を大きく変えたというふうに思います。

テロの定義につきましてどうかという質問につ

いては午前中もございました、この法務省の法

律、新法の中での第一条で定義されているんです

が、この定義を見ますと、例えば飛行機に爆弾を

仕掛けるかもしれない、あるいは公衆、その辺

に爆弾を仕掛けるかもしれない、そういう定

義がされていますけれども、その定義の仕方は

なかなか取締りが難しいんじゃないかなという感

じがします。

これは昨年の十月の「タイム」なんですけれど

も、アメリカの内務省は毎年これが要するにテロ

グループだということで公表しているようです。

昨年の場合は二十八組織を公表していました、ハ

マスとかヒズボラ、アルジハード、アルガマア

イスラミヤ、イスラミヤというの、これは例の

エジプトの、どこでしたつけ、どこかの有名な觀

光地がありましたが、あそこで機関統ぶつ

放したやつですね。それからあとは当然アルカ

イーダ、こういったことも含めまして、中にジャ

パンズレッドアーミーということで日本赤軍も

入っています。

こういった形で組織を限定する形を取っているようですが、あるいはイギリスでもたしかにあります。それが、それ以外はなかったというふうに承知してあります。

○政府参考人(古田佑紀君) まず、前提として申

し上げたいと思うんですけど、今回御審議を

願っております公衆等脅迫目的の犯罪行為のため

の資金の提供等の处罚に関する法律は、これはい

るというふうに聞きますけれども、日本ではこ

れができないんでしょうか、またなぜしないん

でしょうね。

そこで、同条約におきましては、テロリスト

あるいはテロ団体という形でそれに対する資金の

提供を犯罪化するということではなくて、テロと

してよく行われるような犯罪行為の類型につきま

して、それに対する資金の提供を处罚するよう

に規定して、こういった形で特定できるものは

ますし、むしろこういった形で特定できるものは

特定して、こういった形で特定できるだけ情報を提供する

ということになつているわけがございます。

したがいまして、その条約のそういうふう

な仕組みに合わせてこの法案も作成したわけが

ざいます。

なお、だいまお尋ねのテロ団体の指定の仕組

みが作れないかとか、こういう問題につきまして

は、私限りでお答えできるものでございません

けれども、いろんな形での資産の凍結と、こうい

うことが求められているのも事実でございます。

したがいまして、その条約のそういうふう

な仕組みに合わせてこの法案も作成したわけが

ざいます。

そこで、次に質問に移りますけれども、いわ

ゆるマネーロンダリングにつきましては、FAT

Fということで金融活動作業部会というのがあり

まして、これが中心になつてやつてていると思いま

す。

昨年の十一月一日の財政金融委員会で、やはり

植竹副大臣に来ていただきまして、あのときはマ

ネーロンダリングというふことに絞つていろいろ議

論をさせていただいたんですねけれども、議長国と

しましても今後具体的にどうするかということ

を、例えば金融庁とか各省とも検討しながら取り

組んでまいりたいと思い、FATF活動を前向き

に、更に呼び掛けをやつしていくつもりだという答

弁をされています。

それから、これはアジア太平洋地域でグルーピン

グを作りました、その中の議長国として日本は

なつてているんだというふことで、その議長国として

の活動の方向についての御質問に対する答弁だつ

たと思いますが、その後、外務省もいろいろたく

さんあつて大変だったと思うんですが、何か動きがござりますればちょっと紹介をしていただきたいんですけど。

○副大臣(植竹繁雄君) 今、委員お尋ねのFATFは、国際的なマネーロンダリングの対策を進め上で重要な役割を果たしておることは委員御指摘のとおりでございます。

我が国いたしましても、このマネーロンダリング対策に関する国際基準の改定作業など、FATFの活動に積極的に参画しております。また、我が国は、このFATFにおけるアジア太平洋地域に関する議長国としてこの責任も感じております。たしましてフィリピンとかナウルとか、そういう国々でこの法整備というもの、進展をしていると。そういうことで、各国にそういうことで進展するよう働きを掛けております。

○平野達男君 ちょっとどこで確認したいんですけれども、ちょっとこれ通告してなかつたんですが、マネーロンダリングの定義ですけれども、あくまでもこれは私の理解では犯罪行為ということです、先ほど冒頭で言いましたけれども、麻薬あるいは武器の密売等に着目した、非合法的な資金を合法にする、見せ掛けるという活動だと思ったんですが、今回の公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の处罚に関する法律の制定によってマネーロンダリングの定義を変えたということではないですね。

○政府参考人(古田佑紀君) マネーロンダリングと申しますのは、犯罪行為によって生じたそういう利益を、これを犯罪行為によって生じたものではないようにいろいろ装うということがポイントになります。現在、既に組織犯罪処罰法で、例えば覚せい剤の密輸入でござりますとかあるいは製造、こういふものについての資金提供罪がございますが、こ

の資金提供罪によって提供された資金は、これはマネーロンダリングの対象になるように既になつております。

ですから、今回、この公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の处罚に関する法律につきましても大変似た形の資金提供罪を設けています。

金は、これはマネーロンダリングの対象になるといたしまして、これによって提供された資金は、このための資金の处罚を改正することとしております。

○平野達男君 ちょっと例え話で申し訳ないですけれども、例え話で、私の歳費は非合法の資金じゃないと思ふんですけれども、これを要するにだれかのテロリストに渡せば、これはマネーロンダリングの対象になるという、こういうふうに理解すればよろしいんでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 御指摘のとおりで、要するに犯罪行為によって発生した利益ということがありますので、そのとおりです。

○平野達男君 分かりました。

それで、話をちょっと次に進ませていただきまますけれども、前回の議論の中でもタックスヘーブン、租税回避地の話がちょっと議論になりましたけれども、これは例えば、財務省がこれ政府税調に提出されている資料ですけれども、財務省もこのタックスヘーブンについては、やはり日本で徵収すべき税金が外国に逃げているという観点からそのタックスヘーブンを見ているということだと思います。

一方で、タックスヘーブンにつきましては、これも前の委員会でちょっと紹介させてもらつたんですけれども、そのタックスヘーブンと指定されているような地域、これは例えばケイマン島なんですね。銀行、四千五百の海外会社、こういったものが集中していると。こういうところでは、恐らく銀行設立の規定なんかも非常に緩い、あるいは為替管理も緩い、あるいは銀行等のその手続についても

非常に不透明じゃないかというような感じがしていまして、こういうところは、いわゆるマネーロンダリングというか、国際テロ資金の監視対象とは別だよということの御答弁が植竹副大臣から前にございました。

だけれども、今申しましたように、これだけの不自然な銀行が、要するにオフショア金融センターと言うらしいですけれども、そういったものが集中している地域というのはもつとやはり別な視点が必要じゃないかなと思うんです

が、植竹副大臣、どうでしょうか。

○副大臣(植竹繁雄君) タックスヘーブンにつきましては、結局、低税率により外国資本を誘致し

て他国の課税ベースを侵食することが問題となつておりますして、この点についてOECDは、このような税制を除去するためにはたつてこれを検討して取り組んでまいりました。我が国といたしましても、財務省と外務省とが協力して、これをどうしていくかということは取り組んでも

いておるところでございます。

具体的には、例えばOECDにおきましては、二〇〇〇年に発表いたしましたタックスヘーブンリストに掲載されました三十五か国・地域に対しまして、透明性の確保と実効的な情報交換の実施を求めてまいりました。その結果としまして、最近、これら諸国・地域のうち三十か国弱が、二〇〇五年末までに透明性の確保と実効的な情報交換の実施を手当てするとの約束に至つておるところでございます。

このタックスヘーブン問題への国際的な取組は、まず第一義的には、他国の課税ベースを侵食する等の問題については更にこれを、侵食する等の問題の対策との観点から更にやっていかなくはないであります。しかし、テロとはちょっと違いまして、テロ資金対策の重要性というものは十分認識しておりますが、これはG8や国連の場を通じまして他国に対しテロ資金供与防止条約の締結などを呼び掛けるなど、最大限の努力をしておるところでございます。

○平野達男君 いずれ今回の、今回というか前からもうもう動きがあつたようですが、あくまでもFATFというのはマネーロンダリングだよということで、資金の出どころに着目してやつていると

いうことだと思います。

そうすると、もう一つのテリトリリーとして、合

法的な資金だけでもそれがテロに流れるよとい

うことがあるよということで、今回は国内法でこ

れを整備したわけですね。合法的な金だけれど

も、テロに流れる金が一番集まるんじゃないかな

ところですけれども、そういった強い監視の目でこのタックスヘーブンの地域、いうのはやっぱり見ていく必要があるんじゃないかなという感じがしています。

特に、最近では、インドネシアにしてもフィリ

ピンにてもいろんな、テロ活動と言つていいのかどうか、民族自決運動なのかどうかよく分かりませんが、そういうた活動の監視、特にテロ

資金ということについては、どうもマネーロンダ

リングだけの観点から見ていくというのはやっぱ

り不十分じゃないかなという感じが強くなってしま

りますので、そういった観点の強化を、国際的な枠組みというのをしっかりと構築していく必要があるんじゃないかなということを申し上げまして、

○大渕綱子君 社民党は今回のこの二法案につい

て、法案自体にはそれほど大きな問題点もなく、賛成をしてもいいのかなという観点はあるわけ

ござりますけれども、ただ、この法案の制定の根幹になつておりますテロ資金防止条約の批准といふことが今現在まだ少し時期尚早ではないかといふ議論の中で、関連法案であるこの二法案につい

てはもう少し慎重に扱いたいということを最初に表明させていただいて、今日はちょっとほかのことでお聞きをしていきたいというふうに思っておりますが、よろしくお願ひを申し上げます。

この法案について問題点を「一、二申し上げれば、インターネットバンキングにおける本人確認が、金融機関窓口に来たときとちょっと違うのではないか」というような問題とか、あるいはまたATMを利用した場合の現金振り込みの確認方法なんですかけれども、窓口は二百万円ということになつているわけですから、自動払い機を使つた場合はこれが無制限になつてしまふのではないかという懸念などが問題点としてはあるかなということを指摘をさせておいていただきたいというふうに思います。

それで、今日は、この外為法のことと少し関係があるんですけれども、国外に送金をするときに国税庁は送金したときの調書を出しなさいという法案を作つておられるというふうに思いますが、内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律というのがござりますけれども、この法律の第三条に規定をしている告知書の提出について御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(村上喜堂君) お答えいたします。今のは国外送金等調書における告知書の御説明だと思いますが、個人とか企業などが国外送金をする際には、その氏名、名称及び住所などを記載した告知書を金融機関の窓口に提出するとともに、住民票の写しであるとか運転免許証、それから法人登記簿の抄本などの本人確認書類を提出しなければならないことになっております。

なお、本人確認の既に済んでおります一定の口座を通じて国外送金をする場合には、この告知書の提出は不要であります。

一方、告知書の提出を受けた金融機関は、顧客から本人確認書類の提示を受けて、告知書に記載された顧客の氏名、名称及び住所を確認する必要がございます。

○大淵絹子君 代理人が窓口に現金を持ち込んだときの扱いはどのようにになりますか。

○政府参考人(村上喜堂君) 当法律には代理人の規定は特段ございません。したがって、通常代理人であるかどうか確認して金融機関、それは外為法上の手続と一環として行われますので、同じことは思いますが。

○大淵絹子君 大蔵省時代にこの法案が施行されたときに出したマニュアルの中に、代理人についてこういうふうに書かれているんですね。

夫から海外送金を頼まれて妻が銀行に行くことになりましたが、通知書に記載する氏名や窓口で提示する確認書類は夫と私のどちらのものにするんですかという問い合わせがあって、その答えとして、その海外送金を行う場合には、告知書に夫の氏名等を記載し、確認書類も夫の氏名等で確認できるものを持参する必要があります。なお、この場合に、夫名義の本人口座から振替等による海外送金するときは、告知書の提出、本人確認は不要です。今おっしゃつたことが書かれていますけれども。

代理人の場合は、その代理人が依頼者としての告知書を出さなければならないというふうになっていると思いますけれども、いかがですか。

○政府参考人(村上喜堂君) お答えいたします。

ただいま御説明をしましたように、代理人の規定は特にございませんので、この送金調書はあくまで本人、送金される本人の名前で出すのが本来の筋であろうかと思います。したがって、もし代理人が窓口にお越しになつた場合には、やはりそれは代理人である旨申立てをしていただくのが、それが筋だらうと思います。特段、規定はございません。

○大淵絹子君 代理人である者が行つた場合には、その代理人であること明確にして、そして依頼告知書というのを書かなければならぬといふことを一つ確認をさせておいていただきたい。

塩川財務大臣、後から大変重要なことを聞きましたので、やり取りを是非聞いておいていただきました。

いというふうに思います。
それでは、第四条の規定でやらなければならぬことについて説明してください。

○政府参考人(村上喜堂君) お答えいたします。第四条でございますが、これは国外送金調書を税務署に出していただくというそういう規定であります、金融機関は二百万円を超える顧客の

国外送金につきましては、その顧客の氏名、住所、送金金額などを記載した調書、これを国外送金等調書と言つておりますが、それを税務署に提出していただくなつてあります。

○大淵絹子君 第五条にはどのような規定がありますが。

○政府参考人(村上喜堂君) お答えいたします。これはいわゆる質問検査権の規定でございます。提出義務が正しく履行されているか、又はその本人確認が適正に行われるかにつきまして、必要に応じて、質問検査権に基づき、調書の提出義務であります金融機関に対して検査を行つているところであります。

○大淵絹子君 第七条の罰則についても教えてください。

○政府参考人(村上喜堂君) お答えいたします。

第七条は罰則の規定でございますが、二つございます。その告知書を提出しない場合とその告知書に偽りの記載を提出した者、それが一つの規定でありますし、もう一つは、告知書の場合はその送金される方が出すわけですが、金融機関が税務署に先ほど申しました国外送金調書を提出いたぐく規定であります、それを提出しない場合、あるいは偽りの記載をした場合、その二つの規定がござります。いずれにいたしましても、いずれの規定も一年以下の懲役又は二十万円の罰金となつております。

○大淵絹子君 代理人である者が行つた場合は、その代理人であること明確にして、そして依頼告知書というのを書かなければならぬといふことを一つ確認をさせておいていただきたい。

塩川財務大臣、後から大変重要なことを聞きましたので、やり取りを是非聞いておいていただきました。

聞きたいということなんですねけれども。これまでの国会の質疑の中で明らかになつたことを総合いたしますと、鈴木宗男さんは証人喚問の中では、これは明らかに自分の金であつて、自分の部屋から現金八百万円を外務省の担当官に渡したということを証言をしておりますが、今回のこの振込用紙、先ほど言いました告知書を見させていただきますと、鈴木宗男さん本人の依頼書にはなつておらなくて、黒塗りで消されておりますので氏名等々は確認することができませんけれども、外務省アフリカ第一課の担当官が東京三菱銀行の内幸町支店に、窓口に行って送金を依頼をした、その際に鈴木宗男さんの代理人であるということの申告ではなくて、御本人が依頼人としての告知書を出しているということございま

すが、この事実関係等について聞いても、多分個別の案件だから答えないということだろうと思ひますので聞きませんけれども、そういう状況で窓口で送金手続をしています。二〇〇〇年の十一月一日なんですけれども。

その際、この銀行では、東京三菱銀行に確かになされたところで税務署に申告をする、いわゆる第四条で規定をされている調書については自動的にシステム処理ができるようになつてゐるといふことでございまして、この二〇〇〇年の十一月一日に送金をされたこの鈴木宗男さんのお金と言われるお金を送つたというその調書は、麹町税務署の方に提出がされているというふうに言われていますけれども、これらについて、今まで国会の場所でこれほど大きな議論になつてゐるわけですから、国税としても当然調べておられると思ひますが、その内容についてはお聞きしませんが、調べておられるかどうかだけお答えください。

○政府参考人(村上喜堂君) いろいろ御質問ございましたが、国税当局といたしまして守秘義務がござりますので、調査をしているかどうかを含めまして、ちょっとお答えは差し控えさせていただきます。

○大瀬繩子君 調査を差し控えたいと言いました

も、調査をしていただかなければこの事実関係は分からぬわけでございます。片や鈴木さんは自分のお金だと言い張っておりますけれども、送られた、この法に基づいて送金をされたお金は外務省のその一職員のものということになつてゐるわけですから、じゃその外務省の職員は一体このお金をどこから入手をしたのか。そうすると、国税のこの法案というのは税金を課税するための調書でござりますから、その外務省職員がどういう形でこのお金を、金品を入れて、その人の所得に帰属するものなのか、あるいは外務省の機密費かODAの資金から出しているものなのかというのを明らかにしない限り、この法律の役割は担えないとんじやないですか、いかがですか。

○政府参考人(村上喜堂君) 御質問に二つの要素があるかと思いますが、一つは税務調査云々という問題、それから告知書の場合は、これは罰則が規定されておるわけであります、そういった場合には告発するかどうか、司法当局に告発するかどうかという問題なんです。税務調査というか告発するかどうかの問題。

あくまで一般論でございますが、その送金手続をした方が銀行に提出する告知書の中にその本来の送金者を明確に記載している場合、そういう場合には事実関係を隠す意図があつたとは直ちに認め難いんではないかと考えております。したがいまして、そのようなケースにつきましては、これはあくまで一般論でございますが、虚偽記載として告発するほどのことはないというふうに考えております。

○大瀬繩子君 国会の審議の中では、その鈴木さんは自らのお金だと主張して譲らない。もしここが間違っていて、こちらの方の告知書の方が正しいとするならば、鈴木さん自身は偽証罪を問われますよね、証人喚問で發言をしているわけですから。そういう中身の問題なんですよ。だから、いずれにしても違法な状況に陥るという状況にございますので、ここはしっかりと調査をしてもらわ

なきやならないと思っております。

そこで、塙川財務大臣、今事務方の方はあいだふうにおっしゃつて非常にあいまいなんですねけれども、この問題が起つた当時の外為法ということが出てきたときに、必ずいう、外為法ということが出てきたときに、必ずもう財務省としては分かつておられたと思うんですね、鈴木宗男さんの事件が起つたときに、

こっちの方の法律で見れば保存期間も七年あったり、全く時効にもなつていいという状況ですか

から、書類もちろんとそろつていて調べられると。そして、罰則も非常にきついんですね。

だから、こういうことで違法性がきちんと確立

することがであります。

それで結構ですけれども、こういうことをやつてこなかつたと、もしやつてこなければ

ですよ、今やつておられる最中というならばそれ

はそれで結構ですけれども、これは直ちに調査をして、麹町税務署に行けば当然その一覧表もある

わけでございまして、その金の出どころはどこな

のかというところからまず国税としては追及をし

なきやならないところだというふうに思います

が、それをまずやつていただけるかどうか、御返

事いただきたいと思います。

○副大臣(尾辻秀久君) ただいまの件につきましては、何回かお話をのようにこれまで御質問ございまして、専ら私がお答えいたしましたことでございまして、私からお答え申し上げたいと存じます。

今お示しになつておられますものは、はつきりして告発するほどのことはないというふうに考

えております。

○大瀬繩子君 見ておりませんからよく分かりませんけれども、告知書ではなくて、鈴木さんから預かって外務省の人が窓口に行つた、その窓口で行つた送金手続をしたときの書類だと思います。その書類に基づいて、一方からは外為法でこういう送金があつたといつて、そのものが上がつてきますし、今のような国税の話もあるわけでございます。それから移し替えられるというその手続のときの書類だと思います。

その書類に、私も当時の銀行でどういう手続を

していましたかということを聞いたんですけれども、當時は、先ほどお答えしましたように、代理人の場合の規定というのが明確にございませんでした。ですから、銀行としては、代理人だとして来る

べき

お金がだれのものかということが分からぬ。

ね。

うふうにおっしゃつて非常にあいまいなんですねけれども、この問題が起つた当時の外為法ということが出てきたときに、必ずいう、外為法ということが出てきたときに、必ず外為法として、代理人だとして来て来るといふことですね。おかしいじゃないですか。大臣、どうですか。おかしいでしょう。調査をして必要があれば告発をするというぐらいのことにならなければおかしいじゃないですか。

○政府参考人(村上喜堂君) 明確に法律は外為法それから国外送金調査提出法と違うわけであります。それは、外為法をメールでお答えになっておりますから、一つの一連の手続であります。

したがいまして、今、副大臣御答弁されましたのは、外為法をメールでお答えになっておりますが、それは同じ手続であります。その後に、外為法上は、国際收支統計を作成のための報告の制度がござりますし、我々は、その課税の公平を担保するための調査提出法があるということだと思います。

このお尋ねのケースは、括弧して代理人ですとすることを明確に書いていない。ただ、ほかの欄にフロム・ムネオ・ズスキとこう書いてあって、鈴木さんからのもので、ということを本人は書いておりますから、隠すつもりも何にもなかつた。そのことはこの書類の中では明確に書いておる、これが法とか今の法律に基づく今度は報告をどうするかということにつきましては、これから移し替えられた銀行の方の作業でありますけれども、今申し上げておりますように、私どもとして

は、じゃ外為法違反だと、今御指摘のようことでこれを告発するほどのものかということで判断をさせていただきますと、御本人が下に括弧して代理人と書くべきところを、ほかの欄にフロム・ムネオ・ズスキと書いただけの話でありまして、隠す意図は何にもなかつた、こういうふうに判断されますので、私どもとしては、告発するほどのものではない、今はこのように判断をしておるということをお答えいたします。

○大瀬繩子君 外為法上のを言つてるのはあります。国税法上のこの法律、この国外送金等調査提出制度の、この法制度上私は問題があると

いうことを指摘をしています。今まで国会で議論されてきておりまして、それが法上の問題の議論をされてきておりまして、そこは努力義務の中であつて、義務規定がされていない中でなかなか違法性が突けないという状況にございましたけれども、この法制度の中では明確に義務規定になつておりまして、ここは違法性が

きちっと確認をされると私は思つていいんです。そのお金がだれのものかということが分からぬ。うふうにおっしゃつて非常にあいまいなんですねけれども、この問題が起つた当時の外為法といふことですね。おかしいじゃないですか。大臣、どうですか。おかしいでしょう。調査をして必要があれば告発をするというぐらいのことにならなければおかしいじゃないですか。

○政府参考人(村上喜堂君) だから、課税するための報告書を求めておきながら、外務省の職員が自分のお金と申告書を照らし合わせましたりして、その課税上問題があるかと、ということを判断していくわけであります。必ずしもその内容が、決してその報告書が正しくはなくとも事実確認ができるべきでありますから、それをもつて直ちに違法であるということではないかと思います。

○大瀬繩子君 国会の場所で、予算委員会の場所や証人喚問、参考人質疑でこれほど大きく問題になつている鈴木宗男さんの件なんですよ、具体的には。その鈴木宗男さんのお金が外務省の職員が自分のお金として送金をして、一連の法的な手続は、外務省職員のお金がタンザニアにその個人の名前で送られたことになつてゐるんですよ。そうでしょう。

そうなっているのにもかかわらず、国会では証人喚問で鈴木宗男さんは明らかに自分のお金だと証言をしているんですよ。この矛盾点について調べなさいと言っているのが、どうして分からなんですか。

○副大臣(尾辻秀久君) 矛盾だとおっしゃるけれども、全然矛盾でないと思います。

鈴木さんは自分の金だということを言っているわけですし、それから預かった人も預かったといふことをはっきり明確にしているんですから、実態は非常に明らかになっているわけです。それで、あと手続上問題があるかないかの話ですから、そんなに重大なことではない、こういうふうに私どもは判断しております。

○大渕絹子君 いえ。

この法上は、これを依頼告知書、これはあなたは送金書と言いましたけれども、銀行ではこのものを告知書に書いているんですよ。告知書なんですよ、これが。

この法上は、これを依頼告知書、これはあなたが送るということになっています、法律上は。ですから、法律上は、国税庁のこの法律上は、あの七万ドルはこの外務省職員のお金であるということはこの法上は明快なんですよ、この法上では。そういううことなんですよ。

どうぞ、職員の方、答えてください。

○政府参考人(村上喜堂君) 調書の提出法は、あ

くまでその告知書が虚偽記載かどうかということが問題になるわけであります、先ほど一般論としてお答えしましたように、これは罰則でございまますから、もちろんその罰則が適用になるかどうかというのは、それは司法当局が御判断されるとであります、やはり事実関係を隠す意図があつたかどうか、そういうことから判断されるような事柄だと思います。

それはあくまで記載の問題でありますから、先

ほど副大臣から御答弁がありましたように、一応真実の送金人がだれであるかが推定できるような告知書になつてているわけであります。そういった

場合に、それが果たして事実関係を隠す意図があつた告知書であるかどうかと、非常に手続面の問題だと思います。

署に行って、その税務署でその人に課税の対象になりますのかどうかの判断を求められるための調査なんですよ。それが外務省の職員の名前で行ってい

るわけですから、鈴木宗男さんのお金じゃないわけですね。そこがだから矛盾しているから大臣調べなさいと言っているんですけど、いかがですか。

塩川大臣、ここを最後に答えてください。調べるべきですよ、完全に調べるべきでしょ。

○國務大臣(塩川正十郎君) それは調べますけれどもね。調べますけれども、これもう鈴木さん

も、これはおれの金やと言っているんですから。おっしゃるようだに、だれの金か分からんかった場合は、これに基づいて外務省の職員を呼ぶか何かして調べればいいということですけれども、鈴木さんはこれはおれの金やったということを認めておるんだし、本人も、事情を聞いてみても鈴木さんから依頼されたものだと言っているから、金の所在はもうはっきりしておるんですね。ですから、脱税行為にはなっていな

○委員長(山下八洲夫君) もう時間が参っていますので簡潔にお願いします。

○大渕絹子君 溶みません。

そうじゃなくて、この法律がどういう建前で作られたのかといふところを私は問うてしているんですよ。本人確認ということが今日の議題になつていて、これが問題になつていて、代理人で行ったところがあります。これらは、二つほど考え方られますね。

○國務大臣(塩川正十郎君) いや、大渕さん、分

かるんだけれども、これ、二つほど考え方られますね。

このお金はだれのお金やったかということの問題ですね。それは岡島は、これを聞いて、鈴木か

らの預かり物やと。また鈴木さんも国会証言でも私のお金やということを言つてゐるんだから、これまで金の疑問は取り払われましたね、分かりますね、これは。金の所属、いわゆる金の所有権は分かっていますね、これでね。

ただ、そうしますと、金の所有権は分かつておるとするならば、この紙は、法律上、手続上間違つていたかどうかということなんですね。それ

は、この鈴木さんのお金だと言われるお金は外務省の職員のお金なんですよ。この法上はそうなつてゐるんです。明らかなんです、そこは。

だから、そのことを調べて、矛盾点についてきちんと明らかにしていただきて、告発すべきことで、もう一度大臣にお答えをいただいて終わります。

○國務大臣(塩川正十郎君) これ見ましたら、これはっきりと出ておるんすけれどもね。

岡島というのは、私は宗男から頼まれて送金しているということが……

○國務大臣(塩川正十郎君) いや、法律上でもこいつですよ。

○大渕絹子君 だから、法律上はそうなつていな

いんですよ。

○國務大臣(塩川正十郎君) いや、法律上でもこ

れはなつてゐるんじゃないですか。

○大渕絹子君 なつていいんです、手続が。

○國務大臣(塩川正十郎君) ただ、ただその代理

人を代理人として送金したということの確認を、これは三井銀行がしてたかしておらなかつたか

ということが問題なんじゃないですか。

○國務大臣(塩川正十郎君) ですからこれは、こんなにはっきりと、私は送金しますけれども、これは鈴木宗男からの頼まれ物ですということを書いてあるんですよ。

ですから、大渕さんのおっしゃるのは……

○大渕絹子君 違うんですよ。

○國務大臣(塩川正十郎君) いや、大渕さん、分

かるんだけれども、これ、二つほど考え方られますね。

○國務大臣(塩川正十郎君) テロ対策関係のいろいろな法律ができ上がるわけで、枠組みができるわけですねけれども、実際、実効があるようになりますには、やっぱりこれもうむしろ運用の問題だと思います。先ほどからの御質問でもう特にお聞きすることはありますけれども、相当これから政令、省令でいろいろなことを決めていかれるという辺りで、なるべく実効はきちっといくようにお願いをしたいというのが一つです。

それからもう一つは、省庁間の情報交換、協議

というのをやるという規定が盛り込まれておりますが、これもまた運用次第で、これは日本の国内

だけの問題じゃないし、様々な角度があるので

は手続上は間違つていないと思うんです。

ただ、問題は、問題はですよ、私がこれはおかしいと思うのは、外務省の職員が一国会議員から頼まれてこんなことをしたことがいいのかどうか

ということが問題なんですね。それは私たちも分かります。けれども、これは法律上の問題としては、私はこれはそんなにもなつていいと思うんですがね、いかがですか。

○委員長(山下八洲夫君) 時間が過ぎておりますので、終わらせていただきたいと思います。

○大渕絹子君 はい、もう終わります。

代理人で行った場合は、依頼をした人の告知でやらなければならないことにガイドラインではなつてゐるわけですね。それを窓口で行って、法律上はだから、この法律上の手続は外務省の職員のお金ということに処理をされてしまつて、ということを指摘をしておきます。

そして、是非ここは調べていただきて明らかにしていただきなければなりませんので、よろしくお願い申し上げます。

法律上どうなつてゐるかということが問題にならぬじやないですか。

法律上どうなつてゐるかということが問題にならぬじやないです、か、問題提起をして争わ正在るじやないですか。早くには、法律上の扱いで間違っていたかどうかということが問われるんじゃないですか、私たちはこの場所で。そのことを申し上げています。

終わります。

して、外務省とかあるいは警察庁などとも協力しないきやいけない。

実際に、考えてみると、こういうお役所、相当秘密の多いところでもあるし、また独自の情報ルートなどから様々な情報を持つておられる。時々起ることですが、抱え込んでしまって、お互いの協議というのは、規定にもかかわらず、迅速適切さを欠くということも考えられるんじやないかと思うんです。

せんだけの不審船の扱いなんかで、これは別の問題ですけれども、防衛庁と海上保安庁の間の連絡が相当遅れたりしたこといろいろと騒動が大きくなつたというような例もあるし、この問題についてもそこら辺りの運用ということが非常に大事だと思いませんので、その点は是非是非しっかりと運用をしていただこうと各関係機関皆さんで心掛けさせていただきたい。

それだけをお願いして、もう後は結構です。特に答弁は求めませんけれども、是非このことだけはお願いしておきたいと思います。

○委員長(山下八洲夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、鴻池祥肇君が委員を辞任され、その補欠として斎藤滋宣君が選任されました。

○委員長(山下八洲夫君) 他に御発言もないようですから、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案並びに外為替及び外貨貿易法の一部改正する法律案の両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山下八洲夫君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、外為替及び外貨貿易法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山下八洲夫君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

速記を止めてください。

○委員長(山下八洲夫君) 速記を起こしてください。

○委員長(山下八洲夫君) 次に、独立行政法人造幣局法案、独立行政法人国立印刷局法案及び貨幣回収準備資金に関する法律案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。塩川財務大臣。

○國務大臣(塩川正十郎君) ただいま議題となりました独立行政法人造幣局法案、独立行政法人国立印刷局法案及び貨幣回収準備資金に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成十一年四月二十七日、閣議決定されました。第一に、貨幣回収準備資金は、一般会計の所属とし、その経理の方法を定めるほか、地金の保管等について所要の規定を設けることとしております。

第二に、貨幣回収準備資金は、一般会計の所属とし、その経理の方法を定めるほか、地金の保管等について所要の規定を設けることとしております。

第三条 独立行政法人造幣局(以下「造幣局」という。)は、貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報

印刷等を業務とする独立行政法人国立印刷局を設立しようとするものであり、貨幣回収準備資金に関する法律案は、独立行政法人造幣局の設立に伴い造幣局特別会計が廃止されること踏んまえ、同特別会計に設置されている貨幣回収準備資金を新たに一般会計に設置し、政府による貨幣の発行、引換及び回収の円滑な実施を図るためにものであります。

以下、この三法案の内容につきまして御説明申しあげます。

独立行政法人造幣局法案について、第一に、両独立行政法人印刷新局法案については、第一に、両独立行政法人の名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めています。

第二に、国からの事務の移行に伴い、国が有している権利義務の一部を両独立行政法人に承継させるとともに、当該権利に係る財産の価額の合計額から当該義務に係る負債の価額等の合計額を控除した額に相当する金額を両独立行政法人の当初の資本金としております。

第三に、両独立行政法人の役員として、理事長、監事、理事を置くことができる」とし、その定数を定めております。

その他、積立金の処分方法、造幣局特別会計法及び印刷新局特別会計法等の廃止、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

また、貨幣回収準備資金に関する法律案については、第一に、貨幣回収準備資金は、政府が発行した貨幣の額面額の合計額に相当する金額等により構成され、貨幣の引換え又は回収、貨幣の製造等に要する経費の財源として使用することとしております。

第二に、貨幣回収準備資金は、一般会計の所属とし、その経理の方法を定めるほか、地金の保管等について所要の規定を設けることとしております。

第三条 独立行政法人造幣局(以下「造幣局」とい

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○委員長(山下八洲夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時散会

独立行政法人造幣局法案

独立行政法人造幣局法案

第一章 総則(第一条～第六条)

第二章 役員(第七条～第十条)

第三章 業務等(第十一条～第十七条)

第四章 雜則(第十八条～第二十一条)

第五章 罰則(第二十二条)

附則

第一章 総則(目的)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人造幣局とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人造幣局とする。

第三条 独立行政法人造幣局(以下「造幣局」とい

の提供を行ふこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。

2 造幣局は、前項に規定するもののほか、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であつて、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的とする。

(特定独立行政法人)

第四条 造幣局は、通則法第二条第一項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)

第五条 造幣局は、主たる事務所を大阪府に置く。

(資本金)

第六条 造幣局の資本金は、附則第四条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、造幣局に追加して出資することができる。

3 造幣局は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員

(役員)

第七条 造幣局に、役員として、その長である理事長及び監事一人を置く。

2 造幣局に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して造幣局の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

役員の任期は、二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理

事又は監事となることができる。

2 造幣局の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人造幣局法第十条第一項」とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 造幣局は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 貨幣の製造、販売及び鑄つぶしを行うこと。

二 貨幣回収準備資金に関する法律(平成十四年法律第二号)第一条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行ふこと。

三 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。

四 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行ふこと。

五 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。

六 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。

七 前各号の業務に関して、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行ふこと。

九 造幣局は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行ふことができる。

一 外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるもの(以下この号において「外国政府等」という。)の委託を受けて、当該外国政府等の貨幣の製造、販売及び鑄つぶし、勲章その他の金属工

品の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。

2 前号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

3 第十二条 造幣局は、前条第一項第一号の業務(貨幣の製造に限る。以下同じ。)について、財務大臣の定める製造計画に従つて行わなければならぬ。

(通貨制度の安定に重大な影響を与える契約の承認)

第十二条 造幣局は、前条第一項第一号の業務(貨幣の製造に限る。以下同じ。)について、財務大臣の定める製造計画に従つて行わなければならぬ。

(貨幣の製造)

第十三条 造幣局は、貨幣の偽造を防止するための製造の方法に関する技術(以下「偽造防止技術」という。)に係る事項その他の第十一条第一項第一号及び第七号の業務(同号の業務にあっては、同項第一号の業務に係るものに限る。次条及び第十九条第一項において同じ。)の実施に関する事項であつて通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものとして財務省令で定めるものをその内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(偽造防止技術に係る秘密の管理)

第十四条 造幣局は、第十一条第一項第一号及び第七号の業務を行うに当たっては、偽造防止技術に係る秘密について、その漏えいの防止その他他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 造幣局は、前項各号に記載以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫に納付しなければならない額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

3 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならない。

4 造幣局の最初の中期目標の期間については、

に該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

1 当該中期目標の期間(以下この項及び次項において「当該期間」という。)の直前の中期目標の期間(次号において「前期間」という。)の最後の事業年度に係る整理を行つた後積立金の額に相当する金額

2 前期間の最後の事業年度に係る整理を行つた後積立金があった場合であつて、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行つた後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行つた後の積立金の額(当該前期間の最後の事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合はその納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた金額がある場合においてはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額)に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額

3 造幣局は、前項各号に記載以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫に納付しなければならない額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

4 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならない。

第一項第一号中「なかつたとき」とあるのは、「なかつたとき又は当該期間が最初の中期目標の期間であるとき」とする。

5 前各項に定めるものほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び独立行政法人造幣局債券)

第十六条 造幣局は、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人造幣局債券(以下この条及び次条において「債券」という。)を発行することができる。

2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 第一項の規定による債券の債権者は、造幣局の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 造幣局は、財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治二十二年法律第四十八号)第二百九一条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前各項に定めるものほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条 造幣局は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならぬ。

第四章 雜則

(中期目標の期間の終了時の検討に当たっての配慮)

第十八条 財務大臣は、通則法第三十五条第一項の規定による検討を行うに当たっては、貨幣の確実な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安定の確保の必要性に配慮するものとする。

(緊急の必要がある場合の財務大臣の要請)

第十九条 財務大臣は、貨幣の偽造に対するため必要があると認めるときその他貨幣の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認めるときは、造幣局に対し、第十一条第一項第一号、第三号及び第七号の業務に關し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

2 造幣局は、前項の規定による財務大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十条 造幣局に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十一条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律百十七号)の規定は、造幣局の役員及び職員には適用しない。

第五章 罰則

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした造幣局の役員及び職員には適用しない。

第六条 造幣局に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それ各自の職員である者のうち、造幣局の成立の日において引き続き造幣局の職員となつたものであつて、造幣局の成立の日の前日において財務大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第一項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、造幣局の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、造幣局の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、造幣局の成立の日前日の属する月の翌月から始める。

第七条 造幣局は、この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十条及び附則第四条の規定、附則第十条の規定(退職員に支給する退

職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十九年法律第六十二号)。附則第十一条において「繰入法」という。)第一条の改正規定中「自動車損害賠償責任再保險特別会計」を「自動車損害賠償責任再保險特別会計」に改める部分に限る。)並びに附則第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 造幣局の成立の際現に財務省造幣局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、造幣局の成立の日において、造幣局の相当の職員となるものとする。

第三条 造幣局の成立の際現に財務省造幣局の職員である者のうち、造幣局の成立の日において引き続き造幣局の職員となつたものであつて、造幣局の成立の日において児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第一項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、造幣局の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、造幣局の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、造幣局の成立の日前日の属する月の翌月から始める。

第四条 造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)は、廃止する。

(造幣局特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第五条 造幣局特別会計法(昭和二十九年法律第六十二号)は、廃止する。

(造幣局特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第六条 造幣局特別会計の平成十四年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

2 前条の規定による廃止前の造幣局特別会計法第十九条の二の規定による平成十四年度の一般会計の歳入への繰入れについては、なお従前の例による。この場合において、同条中「回収準備資金から」とあるのは「貨幣回収準備資金に関する法律(平成十四年法律第号)第一條の規定により設置される貨幣回収準備資金から」と、「当該年度」とあるのは「平成十四年度」とする。

3 この法律の施行の際造幣局特別会計に属する権利及び義務(附則第四条第一項の規定により造幣局に承継されるものを除く。)は、この法律の施行の時において、一般会計に帰属するものとする。

4 この法律の施行の際造幣局特別会計の貨幣回収準備資金に属する現金(附則第四条第一項の

規定により造幣局に承継される権利に係るもの
を除く。)及び地金(政府において引き換え、又
は回収した貨幣を含む。)は、この法律の施行の
時において、貨幣回収準備資金に関する法律第
二条の規定により設置される貨幣回収準備資金
に帰属するものとする。

(恩給貢担金の取扱い)

第七条 この法律の施行前に給与事由が生じた恩
給の支払に充てるべき額で従前の造幣局特別
会計が引き続き存続するものとした場合において
造幣局特別会計において負担すべきこととな
るものについては、造幣局が造幣局特別会計と
して存続するものとみなし、特別会計の恩給貢
担金を一般会計に繰り入れることに関する法律
(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に
関する法律の一部改正)

第八条 国営企業及び特定独立行政法人の労働関
係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五
七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号二を削る。
第三十一条「及び二」を削る。
(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に
関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行前に前条の規定による改
正前の国営企業及び特定独立行政法人の労働関
係に関する法律(昭和二十二年法律第一号二に掲
げる事業(これに附帯する事業を含む。)を行う國の經營
する企業(次項において「造幣事業」という。)が
した行為は、国営企業及び特定独立行政法人の
労働関係に関する法律(次項において「国労法」と
いう。)第三条第一項の規定により読み替えて
適用される労働組合法(昭和二十四年法律第二百
七十四号)第七条(第一号ただし書を除く。)及び
第二十七条第九項中段及び後段を除く。)の規
定の適用については、造幣局がした行為とみな
す。

2 この法律の施行の際に中央労働委員会に係
属している造幣事業とその職員に係る国労法第
二条第一項ただし書を削る。

(金管理法の一部改正)

第十二条 金管理法(昭和二十八年法律第六十二
号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十三条 国家公務員共済組合法(昭和三十二年
法律第二百二十八号)の一部を次のように改正す
る。

四条第一項の労働組合(以下この項において「組
合」という。)と当事者とするあつせん、調停
又は仲裁に係る事件及びこの法律の施行前に中
央労働委員会がした造幣事業と組合との間の紛
争に係る裁定については、造幣事業を造幣局と
みなして、国労法第六章の規定を適用する。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充
てたための特別会計からする一般会計への織入
に充てるための特別会計からする一般会計への
織入れに関する法律の一部を次のように改正す
る。

第一条中「造幣局特別会計」を削り、「自動
車損害賠償責任再保険特別会計」を「自動車損害
賠償保障事業特別会計」に改める。

第十一条 退職職員に支給する退職手当支給の財源
に充てるための特別会計からする一般会計への
織入れに関する法律の一部を次のように改正す
る。

第一条中「並びに」を「並びに」に改める。

第十八条第一項第一号及び第三号中「国」を
「国又は独立行政法人造幣局」に改め、同条第三
項中「国」を「国又は独立行政法
人造幣局」に改める。

第二百一十条第三項中「国」を「国又は独立行政法
人造幣局」に改める。

第二百一十五条第一項及び第二百一十五条中
「並びに」を「及び」に改める。

第二百二十条の三第二項中「並びに国」を「及
び国」に、「並びに」を「及び」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過
措置)

第十四条 前条の規定による改正前の国家公務員
共済組合法(第三項において「改正前国共済法」と
いう。)第三条第二項第三号の規定により設
けられた組合(次項及び次条において「旧組合」と
いう。)は、施行日に解散するものとし、その
一切の権利及び義務は、国家公務員共済組合法
第三条第一項の規定により財務省に属する職員
をもって組織された組合(次条において「財務省
共済組合」という。)が承継する。

2 旧組合の平成十四年度に係る決算並びに貸借
対照表及び損益計算書については、なお従前の
例による。

四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の
規定による脱退一時金の支給を受けた場合に
おけるその脱退一時金の額の算定の基礎と
なった期間

三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済
組合制度の統合等を図るために国家公務員共
済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十
八年法律第八十二号)附則第二条の規定によ
る廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭
和三十一年法律第二百三十四号)第六十一条の
三第一項の規定による脱退一時金の支給を受
けた場合におけるその脱退一時金の額の算定
の基礎となつた期間

2 旧組合が施行日前に国家公務員共済組合法第
四十二条第二項、第五項又は第七項の規定によ
り決定し、又は改定した施行日の前日における
更新組合員の同条第一項に規定する標準報酬
は、当該更新組合員の属する財務省共済組合が
同条第二項、第五項又は第七項の規定により決

号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十三条 国家公務員共済組合法(昭和三十二年
法律第二百二十八号)の一部を次のように改正す
る。

第三条第一項第三号を次のように改める。

三 財務省 印刷局に属する職員

第八条第一項中「造幣局長」を削る。

第九十九条第一項第一号及び第三号中「国」を
「国又は独立行政法人造幣局」に改め、同条第三
項中「国」を「国又は独立行政法
人造幣局」に改める。

第二百一十条第一項第一号及び第三号中「国」を
「国又は独立行政法
人造幣局」に改める。

第二百一十五条第一項及び第二百一十五条中
「並びに」を「及び」に改める。

第二百二十条の三第二項中「並びに国」を「及
び国」に、「並びに」を「及び」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過
措置)

第十四条 前条の規定による改正前の国家公務員
共済組合法(第三項において「改正前国共済法」と
いう。)第三条第二項第三号の規定により設
けられた組合(次項及び次条において「旧組合」と
いう。)は、施行日に解散するものとし、その
一切の権利及び義務は、国家公務員共済組合法
第三条第一項の規定により財務省に属する職員
をもって組織された組合(次条において「財務省
共済組合」という。)が承継する。

2 旧組合の平成十四年度に係る決算並びに貸借
対照表及び損益計算書については、なお従前の
例による。

四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の
規定による脱退一時金の支給を受けた場合に
おけるその脱退一時金の額の算定の基礎と
なった期間

三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済
組合制度の統合等を図るために国家公務員共
済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十
八年法律第八十二号)附則第二条の規定によ
る廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭
和三十一年法律第二百三十四号)第六十一条の
三第一項の規定による脱退一時金の支給を受
けた場合におけるその脱退一時金の額の算定
の基礎となつた期間

2 旧組合が施行日前に国家公務員共済組合法第
四十二条第二項、第五項又は第七項の規定によ
り決定し、又は改定した施行日の前日における
更新組合員の同条第一項に規定する標準報酬
は、当該更新組合員の属する財務省共済組合が
同条第二項、第五項又は第七項の規定により決

定する標準報酬を取得した者に限る。以下この条において「更新組合員」という。)は財務省共済組合の組合員であつた者と、旧組合の組合員であつた期間(次に掲げる期間を除く。)は財務省共済組合の組合員であった期間とみなす。

一 国家公務員共済組合法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二百五号)第四号において「昭和六十年国共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

三 旧組合が施行日前に国家公務員共済組合法第
四十二条第二項、第五項又は第七項の規定によ
り決定し、又は改定した施行日の前日における
更新組合員の同条第一項に規定する標準報酬
は、当該更新組合員の属する財務省共済組合が
同条第二項、第五項又は第七項の規定により決

る。

本省に、印刷局を置く。

第二十五条中「造幣局及び」を削り、「(造幣局長及び印刷局長)」を「(印刷局長)」に改め、「それぞれ造幣局長及び」を削る。

独立行政法人国立印刷局法案 独立行政法人国立印刷局法

目次

- 第一章 総則(第一条～第六条)
- 第二章 役員(第七条～第十条)
- 第三章 業務等(第十一条～第十七条)
- 第四章 雑則(第十八条～第二十二条)
- 第五章 罰則(第二十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、独立行政法人国立印刷局の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)
第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立印刷局とする。

(印刷局の目的)

第三条 独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)は、銀行券(日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十六条第一項の規定により日本銀行が発行する銀行券をいう。第十一条第三項第一号を除き、以下同じ。)の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するため必要な情報の提供を行うこと。
2 印刷局は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員

(役員)
第七条 印刷局に、役員として、その長である理事長及び監事一人を置く。
2 印刷局に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して印刷局の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていなければいけないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員の任期)
第九条 役員の任期は、二年とする。

共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的とする。

(特定独立行政法人)

第四条 印刷局は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)

第五条 印刷局は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第六条 印刷局の資本金は、附則第四条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、印刷局に追加して出資することができる。

3 印刷局は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第三章 業務等

(業務の範囲)
第一条 印刷局は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

2 銀行券の製造を行うこと。

3 銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。

4 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。

5 行物(電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号及び第三項第一号において同じ。)を含む。)の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。

6 前各号の業務に關し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

7 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

8 取締法(昭和二十一年法律第百四十九号)第二項の規定に基づき、同項の調査を行ふ。

9 印刷局は、前項の業務のはか、すき入紙製造

(役員の欠格条項の特例)
第十条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 印刷局の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立印刷局法第十条第一項」とす

る。

(銀行券の製造)

第十二条 印刷局は、前条第一項第一号の業務について、財務大臣が銀行券の円滑な発行に資するために定める製造計画に従つて行わなければならない。

(通貨制度の安定に重大な影響を与える契約の承認)
第十三条 印刷局は、銀行券の偽造を防止するための製造の方法に関する技術(以下「偽造防止技術」という。)に係る事項その他の第十一条第一項第一号及び第六号の業務(同号の業務にあつては、同項第一号の業務に係るものに限る。次条及び第二十条第一項において同じ。)の実施に關係する事項であつて通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものとして財務省令で定めるものをその内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするとときも、同様とする。

(偽造防止技術に係る秘密の管理)
第十四条 印刷局は、第十二条第一項第一号及び第六号の業務を行うに當つては、偽造防止技術に係る秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(積立金の処分)
第十五条 印刷局は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理(以下この項において「整理」という。)を行つた後、同条第一項の規定に

(以下この号において「外国政府等」という。)の委託を受けて、当該外国政府等の銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、郵便葉書、旅券その他の印刷物(電磁的記録を含む。)の製造又は印刷を行つこと。

2 前号の業務に關し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

(銀行券の製造)

第十二条 印刷局は、前条第一項第一号の業務について、財務大臣が銀行券の円滑な発行に資するために定める製造計画に従つて行わなければならない。

(通貨制度の安定に重大な影響を与える契約の承認)
第十三条 印刷局は、銀行券の偽造を防止するための製造の方法に関する技術(以下「偽造防止技術」という。)に係る事項その他の第十一条第一項第一号及び第六号の業務(同号の業務にあつては、同項第一号の業務に係るものに限る。次条及び第二十条第一項において同じ。)の実施に關係する事項であつて通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものとして財務省令で定めるものをその内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするとときも、同様とする。

(偽造防止技術に係る秘密の管理)
第十四条 印刷局は、第十二条第一項第一号及び第六号の業務を行うに當つては、偽造防止技術に係る秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(積立金の処分)
第十五条 印刷局は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。)の最後の事業

よる積立金(以下この条において「積立金」といふ)がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

一 当該中期目標の期間(以下この項及び次項において「当該期間」という。)の直前の中期目標の期間(次号において「前期間」という。)の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金がなかったとき、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額

二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金があった場合であって、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額(当該前期間の最後の事業年度において、この項の規定により國庫に納付した場合にあってはその納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた金額がある場合にあってはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額)に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額

3 印刷局の最初の中期目標の期間については、

い。

4 第一項第一号中「なかつたとき」とあるのは、

手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、

政令で定める。

(長期借入金及び独立行政法人國立印刷局債券)

5 前各項に定めるものほか、納付金の納付の

期間であるとき」とする。

第六章 雜則

(日本銀行からの意見の聴取)

第十八条 財務大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定めるに当たっては、

第一項第一号の業務に関する事項につ

いて、あらかじめ、日本銀行の意見を聞くものとする。

(中期目標の期間の終了時の検討に当たっての配慮)

第十九条 財務大臣は、通則法第二十五条第一項の規定による検討を行うに当たっては、銀行券の規定期間による検討を行っては、銀行券の確実な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安定の確保の必要性に配慮するものとする。

(緊急の必要がある場合の財務大臣等の要請)

第二十条 財務大臣は、銀行券の偽造に対処するため必要があると認めるときその他銀行券の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認められるときは、印刷局に対し、第一項第一号、第二号及び第六号の業務に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十一条並びに附則第四条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 印刷局の成立の際現に財務省印刷局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、印刷局の成立の日において、印刷局の相当の職員となるものとする。

(附 則)

第三条 印刷局の成立の際現に財務省印刷局の職員である者のうち、印刷局の成立の日において引き続き印刷局の職員となつたものであつて、印刷局の成立の日の前日において財務大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第一項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、印刷局の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、同法附則第六条第一項、第七条第四項又は第八条第四項における児童手当又は特例給付等の支給

臣、財務省及び財務省令とする。
(國家公務員宿舎法の適用除外)

第二十二条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、印刷局の役員及び職員には適用しない。

第五章 罰則

(違反行為)

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした印刷局の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第三章 職員

第三条 印刷局の成立の際現に財務省印刷局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、印刷局の成立の日において、印刷局の相当の職員となるものとする。

(附 則)

第四条 印刷局は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。

第五章 罰則

(違反行為)

第二十七条 印刷局は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けるときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評議会の意見を聽かなければならぬ。

第六章 附 則

(特例給付等)

第七条 印刷局に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。

(主務大臣等)

第八条 印刷局に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。

(主務大臣等)

第九条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第十一条 印刷局は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けるときは、あらかじめ、財務省の独立行政

法人評議会の意見を聽かなければならぬ。

(主務大臣等)

第十二条 印刷局は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政

法人評議会の意見を聽かなければならぬ。

(主務大臣等)

第十三条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第十四条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第十五条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第十六条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第十七条 印刷局は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けるときは、あらかじめ、財務省の独立行政

法人評議会の意見を聽かなければならぬ。

(主務大臣等)

第十八条 印刷局は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政

法人評議会の意見を聽かなければならぬ。

(主務大臣等)

第十九条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十一条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十二条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十三条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十四条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十五条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十六条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十七条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十八条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十九条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第三十条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第三十一条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第三十二条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第三十三条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第三十四条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第三十五条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第三十六条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第三十七条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第三十八条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第三十九条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第四十条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第四十一条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第四十二条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第四十三条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第四十四条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第四十五条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第四十六条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第四十七条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第四十八条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第四十九条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第五十条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第五十一条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第五十二条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第五十三条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第五十四条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第五十五条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第五十六条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第五十七条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第五十八条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第五十九条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第六十条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第六十一条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第六十二条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第六十三条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第六十四条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第六十五条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第六十六条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第六十七条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第六十八条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第六十九条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第七十条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第七十一条 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を

局」を「国等」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(第四項において「改正前国共済法」という。)第三条第二項の規定により設けられた組合(以下この条及び次条において「旧組合」という。)は、施行日に解散するものとし、

その一切の権利及び義務は、国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により財務省に属する職員をもって組織された組合(第三項及び次条において「財務省共済組合」という。)が承継する。

2 旧組合の平成十四年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

3 第一項の規定により旧組合の権利を財務省共済組合が承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しても、不動産取得税を課すことなどができない。

4 施行日前に改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、別段の定めがあるもののほか、この法律若しくは前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法又はこれらに基づく命令中の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十六条 施行日の前に旧組合の組合員であつた者(施行日に財務省共済組合の組合員の資格を取得した者に限る。以下この条において「更新組合員」という。)は財務省共済組合の組合員であつた者と、旧組合の組合員であつた期間(次に掲げる期間を除く。)は財務省共済組合の組合員であつた期間とみなす。

一 国家公務員共済組合法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。第四号に

おいて「昭和六十年国共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金(他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となるた時間

三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るために国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百二十四号)第六十一条の三第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の四十二条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した施行日の前日における更新組合員の同条第一項に規定する標準報酬は、当該更新組合員の属する財務省共済組合が同条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した同条第一項に規定する標準報酬とみなす。

5 施行日前に旧組合の組合員が退職し、かつ、施行日以後に出産し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十四条又は第六十七条第二項の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

6 施行日前に国家公務員共済組合法第八十条の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、同条の規定により財務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

7 施行日の前日において国家公務員共済組合法第一百二十四条の二第一項の規定により旧組合の組合員であるものとされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き続き同項に規定する公庫等職員となるため退職したものについては、財務省共済組合を同項に規定する転出の際に所属していた組合とみなして、同条の規定を適用する。

8 施行日の前日において国家公務員共済組合法第八十条の五第一項又は附則第十二条第二項の規定により旧組合の組合員であるものとみなされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に退職し、同法第八十一条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出を同日に旧組合に行つたものについては、財務省共済組合を同法第八十一条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出に係る組合とみなして、同法第八十一条の五第一項の規定を適用する。

4 退職の日が施行日前である旧組合の組合員

(国家公務員共済組合法第八十一条の二第二項に規定する継続長期組合員を除く。次項にお

いて同じ。)であった者に対し同法第五十九条、第六十六条第三項又は第六十七条(第一項及び第二項を除く。)の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合を同項の規定による申出に係る組合とみなして、同項の規定を適用する。この場合においては、同項中「当該組合」とあるのは、「当該組合(独立行政法人国立印刷局法(平成十四年法律第百二十六号)の施行前の期間については、その者に所属していた同法附則第十五条第一項に規定する旧組合とする。)」とする。

5 施行日前に旧組合の組合員が退職し、かつ、施行日以後に出産し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十四条又は第六十七条第二項の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

6 施行日前に国家公務員共済組合法第八十条の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、同条の規定により財務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

7 施行日の前日において国家公務員共済組合法第一百二十四条の二第一項の規定により旧組合の組合員であるものとされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き続き同項に規定する公庫等職員となるため退職したものについては、財務省共済組合を同項に規定する転出の際に所属していた組合とみなして、同条の規定を適用する。

8 施行日の前日において国家公務員共済組合法第八十条の五第一項又は附則第十二条第二項の規定により旧組合の組合員であるものとみなされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に退職し、同法第八十一条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出を同日に旧組合に行つたものについては、財務省共済組合を同法第八十一条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出に係る組合とみなして、同法第八十一条の五第一項の規定を適用する。

9 施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第八十一条の五第一項の規定による申出を旧組合にすることができる者で、施行日前に当該申出をしていないものについては、財務省共済組合を同項の規定による申出に係る組合とみなして、同項の規定を適用する。この場合においては、同項中「当該組合」とあるのは、「当該組合(独立行政法人国立印刷局法(平成十四年法律第百二十六号)の施行前の期間については、その者に所属していた同法附則第十五条第一項に規定する旧組合とする。)」とする。

10 施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第八十条の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、同条の規定により財務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

11 施行日の前日において国家公務員共済組合法第一百二十四条の二第一項の規定により旧組合の組合員であるものとされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き続き同項に規定する公庫等職員となるため退職したものについては、財務省共済組合を同項に規定する転出の際に所属していた組合とみなして、同条の規定を適用する。

12 施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第八十条の五第一項又は附則第十二条第二項の規定により旧組合の組合員であるものとみなされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に退職し、同法第八十一条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出を同日に旧組合に行つたものについては、財務省共済組合を同法第八十一条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出に係る組合とみなして、同法第八十一条の五第一項の規定を適用する。

13 施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第八十条の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、同条の規定により財務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

14 施行日の前日において国家公務員共済組合法第一百二十四条の二第一項の規定により旧組合の組合員であるものとされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き続き同項に規定する公庫等職員となるため退職したものについては、財務省共済組合を同項に規定する転出の際に所属していた組合とみなして、同条の規定を適用する。

15 施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第八十条の五第一項又は附則第十二条第二項の規定により旧組合の組合員であるものとみなされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に退職し、同法第八十一条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出を同日に旧組合に行つたものについては、財務省共済組合を同法第八十一条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出に係る組合とみなして、同法第八十一条の五第一項の規定を適用する。

16 施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第八十条の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、同条の規定により財務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

17 施行日の前日において国家公務員共済組合法第一百二十四条の二第一項の規定により旧組合の組合員であるものとされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き続き同項に規定する公庫等職員となるため退職したものについては、財務省共済組合を同項に規定する転出の際に所属していた組合とみなして、同条の規定を適用する。

18 施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第八十条の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、同条の規定により財務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

19 施行日の前日において国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で従前の印刷局特別会計が引き続き存続するものとした場合において印刷局特別会計において負担すべきこととなるものについては、印刷局が負担する。

平成十四年四月二十五日印刷

平成十四年四月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

E